

令和 6 年 6 月 2 0 日

令和 6 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 6 年 6 月 2 0 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 4 1 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	馬	場	正	実
理	事	岡	田	博	之
総務課長		原	田	敏	明
地域力推進課長		富	田	幸	彦
人権啓発課長		中	尾	政	弘
税住民課長		今	西		靖
福祉課長		北		広	光
保育園長		富	岡	初	代
福祉課主幹		小	川	恭	仁子
総合施設整備課長 兼診療所事務長		但	馬	宗	博
国保診療所医療担当課長		馬	場	か	よ子
農村振興課長		松	井	幸	則
建設事業課長		井	上	博	丞
会計管理者兼会計課長		吉	田	敏	江

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 宗 健 司
	3番 山 本 達 也

議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 4 号 和束町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 5 号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 6 号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 7 号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 8 号 和束町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 9 号 和束町組織条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 0 号 湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 1 号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第1回変更について
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 3 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 4 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 5 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 発議第 4 号 地方自治法改正に関する意見書

日程第 1 2 発議第 5 号 「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書

日程第 1 3 発議第 6 号 子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書

日程第 1 4 議員派遣について

日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

本日午前 1 0 時から、全国瞬時警報システム、J アラートによる試験放送訓練が実施されます。発言中に重なると思われますので、声が聞き取りにくいと思われる場合は発言を止めていただいて結構です。

ただいまから、令和 6 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番、宗 健司議員、3 番、山本達也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 2 4 号 和束町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 2 4 号の提案理由を申し上げます。

保健・医療・福祉の連携を強化し、町民の健康増進と福祉の向上及びふれあいと交流による生きがいを促進するため、和束町健康福祉交流センターを設置するにあたり、その設置及び管理に関して必要な事項を定める必要があることから、本条例を制定するものです。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

おはようございます。

それでは、議案第24号を説明させていただきます。

議案第24号

和東町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の制定に

ついて

上記議案を提出する。

令和6年6月20日提出

和東町長 馬場 正実

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要によりご説明申し上げます。

めくっていただきましたら、裏面に今回の条例文となります。条例本文につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

2ページめくっていただきまして、資料No.24、今回の概要でございます。資料No.24、読み上げにて説明とさせていただきます。

和東町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例案（概要）

1 概要

1・設置（第1条関係）

保健・医療・福祉の連携を強化し、町民の健康増進と福祉の向上及びふれあいと交流による生きがいを促進することを目的として、和東町健康福祉交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2・名称及び位置（第2条関係）

センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 和東町健康福祉交流センター

(2) 位置 和束町大字釜塚小字生水15番地

3・開館時間等（第3条関係）

センターの開館時間及び休館日は、別に規則で定める。

4・業務（第4条関係）

センターは次に掲げる業務を行う。

(1) 国民健康保険直営診療所業務

(2) 住民の健康保持増進を図るための各種検診、健康診査に関する業務

(3) 保健並びに栄養に関する教育、各種相談及び指導に関する業務

(4) 高齢者福祉及び介護予防に関する業務

(5) 地域包括支援センターに関する業務

(6) 障害者福祉に関する業務

(7) 児童福祉に関する業務

(8) 子育て世代包括支援センターに関する業務

(9) 社会福祉協議会に関する業務

(10) その他目的を達成するために必要な業務

5・使用の制限（第8条関係）

1 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設の破損若しくは滅失のおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として使用するとき、若しくはそのおそれがあると認めるとき。

(4) 政治的活動を目的として使用するとき、若しくはそのおそれがあると認めるとき。

裏面をお願いいたします。

(5) 宗教的活動を目的として使用するとき、若しくはそのおそれがあると認めるとき。

(6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(7) センターの使用目的が第1条に定めるセンターの設置目的に沿わないと認めるとき。

(8) その他センターの管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

2 前項各号の規定において、規則で定めるものについては、使用の制限を行わない。

6・使用料（第10条関係）

1 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

7・使用料の減免（第11条関係）

町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除又は減額することができる。

8・損害賠償（第14条関係）

使用者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

9．物品販売等の禁止（第15条関係）

町長の許可を受けずに、センター内において物品の販売その他商行為をしてはならない。

10. 罰則（第16条関係）

詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 条例施行日

1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用の許可その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先日の委員会でも説明はいただけてるわけですが、一応、この場においても幾つかだけ確認だけさせていただきたいと思います。

まず、いわゆる使用の制限というところが、委員会のほうでも一定の議論になったというふうに思うんですけども、こういった該当するときは許可をしないということが挙げられておりますけども、以前、福祉センター等でいろいろな団体が利用されたことは覚えてるんですけども、かなり融通を利かせていただいたというか、緩やかな基準の中で受け入れていただいたというふうに覚えております。

そういった点で、前回の委員会でも何かそれを制限を設けるというよりも、一定の基準を設けて、その上で判断する材料にするということは聞いてるんですけども、その辺をもう一度、いわゆる政党も含めて、政治活動も含めて、変に制限をするという

ことではないということで、もう一度確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員のご質問は、第8条関係ということで理解をしておるところでございますが、過去の社会福祉センターで行われていたような事業ですね、例えば、入場料を徴収するような鑑賞会とか、公職選挙法に基づく個人演説会、一般住民を対象とした政党、または議員が行う議会報告会、町会議員の方々の会議・研修会、また宗教的行事としまして、クリスマス会や花祭り、このあたりにつきましては従来どおり規則で整理してご使用いただけるように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはぜひ、これまでの様々な方が気軽に利用できるという、今回の名称自身も健康福祉交流センターということで名称をいただいておりますけども、そういった趣旨が生かされるような利用をぜひ促していただきたいというふうに思います。

それと、次にですね、これも先日要望していた件ですけど、これは町長にお聞きしておきたいんですけど、以前は福祉センターというのは、ふだんは社協のほうで、平日日中については窓口業務も含めて対応をされていたんですけども、土日とか祝日等については休みですから、基本的には誰もいないと。いわゆる利用者が自分の責任で利用して、夜であれば、役場におられる宿直の方に連絡を取って最後見ていただくという形でやってたわけですけども、ただ、やはりあれだけの今度大きな施設になっていくわけでもありますので、やはり休日等の管理の関係の人員をちゃんと配置をして、

いろんなことに対応できるようにしていただく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の件ですが、現実、今、建設中でございます。まだ、この後、規則を定めていく予定をしております。その規則の中で一定どのようにしていくか、運営方法についても、運営の形態についても検討してまいりたいと思いますので、今の岡本議員の意見につきましては参考にさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、そこはお願いしたいと思うんです。

同じようないろんな福祉などの機関が入っておられる近隣の福祉センター等でも、いわゆる休日・夜間等にそれはそれで業務はされてるんですけども、施設管理の意味で、例えば、部屋を借りてるときに何かあった場合に、連絡を取って来ていただくとかいう方なんかが必ず常駐されております。そういう意味で、ぜひ、これを機会にそういった人員を配置していただきたいというふうに思います。

それと最後にですね、いわゆる施設の様々な備品の関係というのは、多目的ホールや和室等でこれだけ設備を整えるというふうになっております。それはそれでよろしいんですけども、以前の福祉センターのときのことを考えてみますと、いろんなグループとかボランティア団体とかいろんな方が利用されてた、それ自身は大変いいことなんですけども、ただ、その中に出てくるのが、社会福祉センターとして持っているいろんな備品というものと、また、そこを利用されるサークルとかグループとか個人

とか、そういった方の便宜上ですね、いろいろ活動する上での必要なものをそこに常置するというようなこともあったと思います。それがいろいろ置いてることではなくなったりとか、また、いろいろこう破損するとかいう意味では、いろんな問題も一方で起こっていた面もあるんですけども、もちろんここだけに限らないんですけども、いろんなものが私物も含めて、活動するということでそこに置いていくということがどうしても起こりがちなんですけども、ただやはり必要なものはちゃんと公共施設として整えてね。みんなで共有をしてそれを使っていくというものをそれはそれでやっぱり整えていただきたいというふうに思いますし、それと、どうしてもその活動上、持って帰ってまたというよりも、そこに置いているほうが合理的だという部分もあると思うんですけども、その場合も、やはりちゃんとみんなが使う倉庫であるとか保管場所であるとかいうのは、やはりその共通のものとしてしっかりと管理できるような形を今後スムーズに運営していく上では必要じゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりの考え方だけお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

一定、倉庫等を設けておりまして、持ち込み備品につきまして、連続的に使うとか、そういったことがございましたら、そちらの倉庫を利用させていただくことも一定可能なかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

一、二点お聞きしたいんですけど、施設整備課は、この建物が建ったら一応解散と
いうようなことを聞いているんですけどね、この使用をするときの申込みは何課になる
か、その辺を確認したいんですが。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えいたします。

特段、今現時点では整理中でございますが、組織条例等で管理先を最終的に決めて
いただくことで、申込先等が決まるかなというふうに考えております。

また、社協の方にも、一定、受け付けなどをお願いする予定でございます。

よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

それですね、何かそれは後日分かるとしまして、使用の制限というところで、営
利を目的として使用するとき、もしくはそのおそれがあると認めるときというような
ことがあるんですが、実際、今、詐欺被害が非常に全国的に多いんですけどね。ねず
み講あたりの講演会等があったらそれが分かるのかなと思うんですが、その辺はどう
いう判断をされるかなと思います。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えいたします。

そういった団体の判断ということではございますが、一定、細かい詳細につきまし
ては別途規則で整理をしたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします

す。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２４号 和束町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２４号 和束町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第２５号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２５号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正により、精神障害者に係る医療費助成制度が創設されたことにより、該当する者の範囲が拡大されるので、関連する「和束町福祉医療費の支給に関する条例」の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案させていただいた次第でございます。

審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第25号についてご説明させていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第25号

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年6月20日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

議長にあらかじめお許しをちょうだいしておりますので、2枚めくっていただきまして、資料No.25、和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正 概要によりご説明させていただきます。

和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正 概要

1. 改正理由

京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正により、精神障害者に係る医療費助成制度が創設され、令和6年8月1日以降の診療分に係る医療費助成事業に係る補助金から適用されることに伴い、京都府の要綱の改正にあわせて改正するものです。

2. 改正概要

I 医療費の受給を受けることができる者の範囲の拡大

○精神障害者福祉手帳の交付を受けた者で、条例で定める障害等級に該当する者を、医療費の支給を受けることができる者に加える。

- ・精神障害 1 級
- ・精神障害 2 級かつ身体障害者 3 級
- ・精神障害 2 級かつ I Q 5 0 以下
- ・精神障害者手帳更新で 1 級から 2 級となった者（次回更新時まで）

Ⅱ その他条項番号のズレが生じたことに伴う整理等

3. 改正条例の施行日といたしましては、令和 6 年 8 月 1 日となっております。

以上、和東町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正 概要の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

ちょっと確認をしたいんですけども、今回の今説明がありました精神障害者に係る医療費助成制度が創設され、補助金が適用されることに伴ってということなんですけども、その範囲が拡大したことで以下に挙げられておりますが、具体的に、今回の制度が創設されたことによって、医療費の負担というのがどの程度、従前とこれからで変わっていくのか、その辺を分かりやすく説明いただけるでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

ただいまの岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

精神障害者の受給者数でございますが、和束町では、１級０人、２級９人、３級１４人となっていてまして、２級かつ身体障害者３級、ＩＱ５０以下、また、精神障害者手帳の更新で１級から２級になった者という形での対象者は、現在のところ０人となっております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

今そういう内訳というのはいただいたんですけども、京都府が今回の医療費の制度の創設をしたということで、医療助成に関わる補助金から適用されることに伴いということになっているんですけども、これまでの医療費負担との関係で何か変化があるのか、負担がどういうふうになっていくのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

今回、和束町での対象者という方はおられないのですが、もし該当になられる方がおられました場合には、医療費全額無料になるということで、負担割合がゼロになるという形になります。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 25 号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 25 号 和束町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 26 号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における 3 歳児及び 4 歳児、5 歳児の職員配置基準を改正するため、ここに提案させていただく次第です。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第 26 号の説明をさせていただきます。

議案第 26 号

和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 0 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりいただきまして、こちらにつきまして改正する条例案でございます。

右側に資料 N o . 2 6 で新旧対照表のほうをつけさせていただいておりますので、
後ほどお目通しください。

1 枚おめくりいただきまして、右側のページでございます。

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要により説明させていただきます。

和東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

令和 6 年 3 月 1 3 日付で公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことにより、条例改正が必要となりました。

2 改正条例の概要

満 3 歳以上満 4 歳未満の児童について、2 0 対 1 から 1 5 対 1 へ改善

満 4 歳以上の児童については、3 0 対 1 から 2 5 対 1 へ改善

こちらにつきましては、4 歳児、また 5 歳児両方とも同じような改正でございます。

3 条例の施行予定日

公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 和束町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第２７号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２７号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、条例改正が必要となりましたので、ここに提案させていただく次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第２７号の説明をいたします。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第２７号

和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年６月２０日提出

和東町長 馬場 正実

１枚おめくりいただきまして、改正の条例でございます。また、右側に資料Ｎｏ．
２７、新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しください。

２枚おめくりいただきまして、左側のページでございます。あらかじめ議長のお許
しを得ておりますので、概要により説明させていただきます。

和東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例 概要

１ 改正理由

令和５年１２月２６日付で内閣府令が公布され、運営に関する基準の改正が行われ
ているため、本町においても条例改正が必要となりました。

２ 改正条例の概要

特定の記録媒体での提出を求める規定について、アナログ規制の見直しに係る新た
な情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直し。これにつきましては、
情報技術ということで、ＣＤ、またはフロッピーディスクによってやっておりました
ものが、新たにスマートフォン、またパソコンなどが活用できるようになったという
ものでございます。

標識等の書面の掲示等を義務づけている規制について、インターネットを利用して

公衆の閲覧に供しなければならないようにすることについての見直しということで、これにつきましては、重要事項等の説明書面を園・施設等で掲示しておりましたものについて、それに加えてインターネット等でも確認できるというようなことをする見直しでございます。

ほか、改正に伴う所要の整備でございます。

3 条例の施行予定日

公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第27号 和束町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 28 号 和東町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 28 号 和東町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

昭和 52 年、和東町共同浴場として開設して 47 年が経過しました。毎年、瑕疵修理や部品交換などを行ってまいりましたが、近年、利用者が減少傾向にあり、現行の料金では維持管理が難しいことから、入浴料の改定をさせていただきたくご提案させていただいた次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 28 号の説明をさせていただきます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 28 号

和東町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、改正条例でございます。

和東町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例

和東町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分、料金、適用の順に説明させていただきます。

和束町住民、70歳以上：1人1回100円、入浴券による、大人：1人1回200円、入浴券による、小人（中学生以下）：1人1回100円、入浴券による。

和束町住民以外、大人：1人1回400円、入浴券による、小人（中学生以下）：1人1回200円、入浴券による。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年10月1日より適用する。

右のページに資料No.28に新旧対照表のほうをつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、少し質問させていただきます。

この改正によって、いわゆる入浴の費用が全て賄えるものなのでしょうか。例えば、燃料費、人件費、そして、前回と今回との差額の大体入浴人数が分かっていると思いますけれども、どれぐらいあるかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、利用人数でございますが、年間で約 2 万 2,000 人ぐらいでございます。
これにつきましては年々減少傾向にございますが、令和 5 年度の実績といたしまして
2 万 2,081 人ご利用いただいております。

それと、今回の改正によります増額幅でございますが、令和 5 年度の利用者そのま
まが利用していただいたといたしましておよそ 128 万円、これが 2 割減少したとし
て 81 万円の増収ということでございます。これによりまして年間経費の 20% から
25% が賄えるというものでございます。

○議長（吉田哲也君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

ありがとうございます。

そして、この施設をやっぱり継続的にやっていかなきゃならないと思いますので、
どういう形で利用者を増やそうと考えておられるか、その点も少しお聞きしたいです。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、和東町の共同浴場は公衆浴場と違いまして、共同浴場というのはもともと地
元の人々が利用するために設置されたというものでございますので、これまで同様の運
営の形を取っていくと。また、ご利用者様にご不便をかけないように、できる限り不
備等がないような日々の管理をしていき進めていきたいと考えているところでござい
ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私も幾つかお聞きしたいんですけども、まず、先ほど全体的な実績というか、利用者数の話がありましたけども、今回、これまでは大人、小人という区分で料金を取っておられたわけですけども、今回は和東町住民の中でも、これに加えて70歳以上というのを設けられたということと、それから、今、言われましたように、住民以外の利用ということも今までもあったとは思いますが、料金として明確に区分するというふうにされました。まず、そういう区分をされた理由というか、狙いを一つ確認しておきたい。

それから、さっき全体の利用を言われましたけども、大体でいいですけども、今回の区分でいうと、それぞれが大体どれぐらいの割合になるというふうにお考えか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の料金区分でございます。和東町住民のほうを3区分に分けさせていただきました。特に、70歳以上の方につきましては、そろそろ現役の世代から外れてくると。年金の受給世代になってくるということで、料金の据置ききをさせていただいたというところでございます。

それと、大人、小人につきましては、前回の金額からの増額と。

それと、先ほども議員のご質問のときもちょっと説明させていただきましたが、和東町は、設置には共同浴場という意味合いが強くございますので、まずは住民の方が中心にご利用していただくと。当然、先ほど岡本議員からもありましたように、町外の方のご利用についても特に規制するものではございませんが、和東町の税金により運営されているというところで、住民と和東町住民外と明確に今回分けさせていただいたところでございます。

また、利用人数でございますが、令和５年度の実績ベースでいいますと、７０歳以上につきましては、年間でおよそ１万１，０００人ぐらいと。また、大人の方、７０歳以下でございますが、９，４００人ぐらいだったと。小人につきましては５４０人ぐらいであったというふうに記憶しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それで、今回の料金設定というのが、一定、いろいろ財政上のこともある中で設定されたとは思いますが、何らか近隣の同じような浴場等で参考にされたことがあるのかどうかですね、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、近隣でございますが、相楽管内でございましたら、木津川市が共同浴場のほうを設置されておられます。木津川市につきましては、市民の方が２００円と小人１００円ということで、今回、和束町の改正案と同様の形でございます。また、市外の方につきましては、大人４００円、小人２００円ということで同様の形でございます。また、近く綴喜郡で井手町が大人２００円、子供が５０円、ちょっと離れますけれども、長岡京市が２２０円と子供が１１０円というような形でございます。近隣、京都府下南部のほうの類似団体と同様の金額ということでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

最後に町長にお聞きしておきたいと思うんですけども、いわゆる共同浴場、もともとは同和対策事業で始まったとことと思うんですけども、一般対策として、基本的には全ての方に利用していただけるということで開放されてるというふうに思いますけども、料金設定としても、一般に、いわゆる銭湯とかいうようなものと比べましたら、今、大体500円近くするというのは伺ってはいますし、そういうことから考えたら、一定その料金としては低いというのは、そのとおりだというふうには思うんですけども、ただ、やはりこの際言ってますように、とにかく今、様々なものが物価高騰もありまして大変な状況があります。そういった意味で、幾ら100円上げると言っても基本的に倍ですから、今まで2回行けてたのが1回と、単純に言えばそういうような料金改定でもあります。そういった点で、時期としてこれから特に夏暑い中で利用される方もあると思うんですけども、時期としてこういった状況の中で値上げするというのは実際どうなのかということも含めて、その辺、町長はどう判断されたかだけ確認しておきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私にとっても苦渋の判断です。住民の負担は増えるというのは苦渋の判断をしています。ただ、一日でも長くこの事業を運営していく、管理していくという考え方から申しますと、近隣市町村の動向も踏まえながら、和束町として耐えられる範囲で値上げさせていただいたと。金額的にはほぼ倍という値段になりますけども、その点についてはご理解を願いたいというのが私の思いです。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２８号 和束町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２８号 和束町共同浴場設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第２９号 和束町組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第２９号の提案理由を申し上げます。

福祉課の分掌事項である「共同浴場に関すること」について、人権啓発課の分掌事項へ変更させることに伴い、和束町組織条例の一部を改正する必要が生じたので、ここに提案させていただいた次第です。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第２９号のご説明をさせて申し上げます。

議案第 29 号

和東町組織条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 6 年 6 月 20 日提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりください。

こちらに改正する条例案を記載しておりますので、議長のお許しを得ておりますので、概要にてご説明を申し上げます。

1 枚おめくりいただきまして、資料 No. 9 新旧対照表を載せさせていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

2 枚おめくりいただきまして、概要でございます。

和東町組織条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

和東町総合保健福祉施設の令和 6 年度に完成することから、保健・医療・福祉の総合的な計画を具体化することを見据え、また、現在の和東町共同浴場は、老朽化が進み暇疵改修を行っておりますが、機械の故障や急な事案が生じた際には、早急に対応できるよう、利用者にとっての便利性を考慮し、より良い環境で施設をご利用いただけるよう、隣接する施設である人権啓発課に所管を移し、円滑な運営を目指すものです。

2 概要

福祉課の分掌事項欄「共同浴場に関すること」を削り、人権啓発課の分掌事項に「共同浴場に関すること」を追加する。

3 改正条例の施行日

令和 6 年 7 月 1 日施行

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、幾つか確認させていただきたいと思うんですけども、今回提案ありましたように、これまで福祉課が所管してきた共同浴場に関することの事務を人権啓発課に移すというご提案ですけども、まず、この点について二つ町長にお聞きしたいと思います。

一つはですね、今回の組織条例を改正するに向けて、どういう経過で議論されたかということですね、いわゆる組織条例を提案された総務課長はもちろんですけども、今、所管が福祉課、または今後移そうとしている人権啓発課も含めて、いろいろ意見も聴取した上で今回の条例改正が行われたのかどうかということで確認をさせていただきたいというのが1点です。

それと、もう1点は、改正理由の冒頭に、「和束町総合保健福祉施設の令和6年度に完成することから、保健医療福祉の総合的な計画を具体化することを見据え」と書いてありますけども、これと今回の共同浴場を所管を変えるということがどう関係があるのかですね、どうつながっているのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の件です。まず、1点目でございます。これは庁内でいろいろ検討した結果、こちらのほうに持っていくということに決めた次第でございます。内容につきましては、人員の配置、それから業務の分担等々、人員のバランスも考えまして動かした次第で

ございます。

2点目の件につきましては、今年4月に人事異動で行いましたように、専門職の保健師を診療所に回しております。こういう中から、今後、施設の建設に向けて全てのところについて見直すということにつきましては、先ほど設置条例の中でも答弁をしているのと同じことでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

全く分からないんですけどね。今、庁内でいろいろ議論しましたと言いましたけども、私は具体的に聞きましたよね。総務課長と町長と、それから今、所管の福祉課と今度所管にしようとしている人権啓発課というのは、もちろんそれぞれ当事者ですから最低限そこはそれぞれのいろんな事情聴取もしながら検討された結果、提案されたのかということを、一般論じゃなくて具体的に聞いております。そこをもう少しちゃんと具体的に説明いただきたいということです。

それと、今の総合保健福祉施設の関係というのは、結局、それと共同浴場の所管を変えるということがどう関係があるのかと聞いているんですよ。今の話だと、一般的には保健師を導入してどうこうという話があったけども、それとこの共同浴場を所管を変えるというのが一体どう関係あるのかっていうのはさっぱり分かりません。そこを改正理由にちゃんと書かれているわけですから、分かるように説明をいただきたいと思いますが、もう一回どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

何遍も同じことを言うようでございますが、ただいま言われました、うちの中の担

当課と担当課の間の調整でございます。あくまでも保健師1人が福祉課から診療所に回っております。この分、福祉課には事務が増えます。この分の事務をどういう具合に分散するかということも含めて検討したわけでございます。

併せまして、今後完成し稼働する部分につきましては、条例は先ほど通していただきましたけども、これから設置規則等々の整備を行います。この点につきましても、基本的には、福祉課の部分とそれから施設整備課が事務をしておるわけでございますが、この点の事務分担も考えまして、今回の形を取らせていただきたいということでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる総合保健福祉施設が今度条例で規定されて福祉課の所管になるというような話ですけどね、それで業務が増えるだろうから、共同浴場の分を切り離すということなのかなというふうに思いましたけども、ただ、実際、先ほどありましたように、総合保健福祉施設の整備課自身はなくなるわけですから、別にそれはそれで必要な人員があるんであれば人員配置すればいいだけの話なんじゃないかというふうにも思いますので、そこは指摘しておきたいと思います。

それで、その理由の次に、現在の和東町共同浴場はということで、「老朽化が進んで、機械の故障や急な事案が生じた際には早急に対応できるよう、利用者にとっての便利性を考慮し、よりよい環境で云々」と、隣接する施設である人権啓発課に所管を移すということですけども、これは隣接してるから人権啓発課に単純に移すと。隣にいるから何かあったらすぐ行けるだろうということの理由だけですか。

確かにね、隣ですから、何かトラブルがあったときにすぐ行けるというのはあると思いますけども、ここの役場とか、今度できる総合保健福祉施設にしても、そこから共同浴場まで隣接じゃないけど近隣ですよ。何時間もかかるところにあるわけじゃ

ない。行こうと思ったらすぐ行ける、そういうところですから、何か突発的なことがあったら隣のところにちょっと聞いていうことぐらいはあるかもしれないけど、隣にいるからというだけでやっていただきますと、所管も替えますというのは、理由としては大変安易じゃないかと思うんですけども、そこにたまたま人権啓発課があるから人権啓発課にやっていただくと。隣接すると強調してあるから、もし、農村振興課とか建設事業課とか違う所管があったらそこをお願いするのかということなんです。そもそも人権啓発課自身も福祉の関係の所管じゃありませんから、ここはどういう考えで人権啓発課に移すという判断をされたのか説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

言っておられる意味が僕には理解できないんですけども、うちの人員の配置と業務の分担で人権啓発課がある、偶然隣の施設であるということだけでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

偶然おられるから、隣にいるからやっていただくという大変安易な考えですよ。それでね、もう一度お聞きしておきたいんですけども、そもそも共同浴場の事業の目的というのは何なのか。これまで同和対策特別法がなくなった後に福祉課が担当してきたというのは、私は理由があると思うんですね。なぜ、福祉課がこれまで担当してきたのか、町長はその辺どうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の経緯につきましては、当時、法が閉めたときに、同和対策室の人員を1名減らしております。現在は1名、元に戻しております。こういった人員の関係があります。

それと、偶然というよりも、福祉課が福祉施設であるから担当するということには限っておりません。例えば、岡本議員が得意の水道もそうです。水道も厚生労働省ですけれども、建設が担当しています。それは同じと考えてください。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ちゃんと答弁していただきたいんですよね。私は共同浴場の設置目的は何ですかって聞いたんです。これは共同浴場の設置並びに管理に関する条例の設置の目的の中に、第1条に「町民の保健衛生、生活環境の改善云々」と書いてあるんですね。だから、これは保健衛生の問題なんですよ。だから福祉課なんですよ。隣にいるからじゃないんですよ。

要は、人権啓発課がいつから保健衛生を担当する所管になったのかということですよ。それで、福祉課が所管しているのは便利がよいからではなくて、共同浴場がいわゆる公衆衛生に属する事業だからなんですね。今、言ったように、設置目的に保健衛生、生活環境の改善・向上と規定されているように、共同浴場は保健衛生を目的としている事業なんですね。

厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領というものもありまして、「要領の目的は、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により、公衆浴場における衛生等の向上及び確保を図る」としてしております。特に留意する事項というものもありまして、設備の衛生管理、構造設備上の設置を十分行う必要があるということを言っていまして、浴槽水は入浴者から各種の有機質が常に補給され、これらを栄養源としてろ過機、浴槽の配管の内壁等に定着して微生物が定着・増殖する。しかも、その菌体表面に生産され

た生物膜によって外界からの不利な条件から保護されているために、浴槽水を消毒するだけでレジオネラ菌などの微生物の繁殖を防げない云々というね、いわゆる不特定な方が入られるわけですから、衛生上、一番留意しないかんわけですよ。今これをわざわざ読み上げたのは、町長はそこまで言わないと分からないと思ったんです。

隣にあるから替えましたとさっき言われましたよね。その程度じゃないんですと言っているんですよ。福祉課に担当があるのは、保健衛生という、そういう位置づけを持った事業だから、その専門の部署である福祉課が担っている機関でないんですかということを知っているんですよ。そこをどうお考えになって、今回、所管を替えると。ただ、隣にいるから便宜上そうさせてもらいましたと。保健衛生のことは二の次で結構ですと。だから、人権啓発課はそういうことをどうやって責任を持つんですか。それも含めてちゃんと考えて、町長に真面目に考えていただきたいんですよ。

あそこは不特定な人、いろんな人が入ってくるわけでしょう。だから、みんなが安心して入ろうと思ったら、毎日、衛生管理に気をつけないかんところなんです。それを担保する上で保健衛生としてのちゃんとした対応をしていかないといけない施設なんです。だから、福祉課がこれまで担当してきたと。同和対策特別法があったときは同和対策であったかもしれないけども、今は一般対策なんですから、福祉課が担当して、専門の立場からそこにちゃんと責任を持つと、そういう事業じゃないんですか、町長。

その辺はちゃんと検討されたんですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

失礼ですけども、うちの職員は全て同じレベルで仕事をしております。担当がどの課であろうが、その形できちっとその課が法律を守る、その条例の上で仕事をして

おりますので、福祉課でできて人権啓発課でできない、そういう判断はしてもらっても困ります。きちっと福祉課がしていたことをそのまま人権啓発課の職員が引き続き仕事をしてますので、その辺はご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そういう開き直ったような答弁はやめてほしいんですよ。何かほかの方々が能力がないとか、そういう話をしているんじゃないんですよ。じゃあ、何のために分掌しているんですか。専門性というのは一体何なんですか。要は、隣にいたら便利だから、じゃあ、勉強して何でもやってくださいということですか。人権啓発課の分掌の中に保健衛生というものもね、そういったことを担当できるだけの分掌があるんですか。ないでしょう。そういう畑違いのところに、隣にいるからというだけで対応を求めることこそ無責任じゃないですか。

あそこは単に何か苦情があったから対応したらそれでいいんだということだけじゃなくて、そういう保健衛生上のものをちゃんと確保していくと。そのためにちゃんと気を配って衛生管理をしていくということが一番考慮せないかんことでしょう。要は、今までと違う全く関係のない部署に隣接しているからというだけで所管まで替えてしまと。これは住民の保健衛生とか公衆衛生というのを軽視していると言わざるを得ないと思うんですよ。それで何か言ったら、みんな能力を持っているんだから、ちゃんとやってもらいますなんていうことを開き直って言われますけども、じゃあ、何のための組織なんですか。何のための専門性なんですか。

私、聞きましたよね。だから、その辺さっきね、そういう保健衛生の維持をちゃんとしていくという意味で福祉課が今まで担ってきたと。さっき言いましたよね。読み上げましたよね。単純じゃないんですよ。責任を持ってあそこを安心安全な入浴施設として維持管理していく上でどうするかというのがね。今、時間を見ましたよね。真

面目に聞いてないですよ、町長。そういう菌の問題とかで言えばね、これは命に関わるとこなんです。そういうところをちゃんと維持管理していくということを最大考慮しなくちゃいけないというのがこの施設じゃないですか。それを福祉課から全く関係のない人権啓発課に所管を移すなんていうことは、どう考えたって根拠もないし、理由もないじゃないですか。そこの部分を職員が努力して、みんな能力があるんだから対応すればいいじゃないかということじゃなくて、そういうものをちゃんと考慮して検討した上で今回の判断をされたんですかと聞いているんですよ。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

開き直りと言われるのはちょっと憤慨でございますけども、そのために今回、分掌を替えるためにこの議案を出して皆さんのご意見をいただいているわけでございます。これで人権啓発課がこの事務を今後推進していくと、継続していくということでご理解を願ってご承認賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員、ラストです。

○6 番（岡本正意君）

こんなことを普通おかしいというふうには思いますけどね、なぜ、全く関係のない人権啓発課に隣というだけで、こういう保健衛生を目的とした施設を維持運営していくという意味で、これまで福祉課が担ってきたというのは、それはそれで理由があるんですよ。そこを無視してですよ、町長、笑い事と違うんですよ。人の質問に対してばかにしたようにいつもすぐ笑われますよね。そういう態度はやめていただきたいですね、真面目に質疑しているわけですから。こんなことを根拠もなく、今聞いていても、今言ったことをちゃんと検討したあとが全然ないじゃないですか。住民が毎日あ

そこに入られてという施設をどういう施設だと思っておられるんかということを問われていると思いますよ。

隣にいるから移しましたみたいなことだけで大事な保健衛生に関わる施設を扱ってはいけないんじゃないですかということを聞いているんですけど、そういう施設だということもちゃんと認識した上で検討を加えて、町長が責任を持ってそういう施設として人権啓発課がやったって大丈夫なんですという根拠を持って提案されたということですか。もう一回最後にちゃんと説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

検討に検討を加え、この議案を提案させていただいた次第でございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、議案第29号 和束町組織条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

今回の改正は、共同浴場の事務の担当部署を福祉課から人権啓発課に変更する内容となっていますが、改正理由からも、変更の根拠、必要性は全くないと言わざるを得ません。

第1に、改正理由として、和束町総合保健福祉施設の完成することから、保健・医

療・福祉の総合的な計画を具体化することを見据えとありますが、そのことと今回の部署の変更がどう関係があるのか全く不明であります。

第2に、共同浴場での機械の故障や急な事案が生じた際には、早急に対応できるよう利用者にとっての便利性を考慮し、よりよい環境で施設をご利用いただけるよう隣接する施設である人権啓発課に所管を移し、円滑な運営を目指すとありますが、これも全く根拠に乏しいものがございます。

確かに、浴場と人権啓発課のあります人権センターは隣接しており、仮に何らかの物理的な支障が起こった際に、時間的には迅速に対応できる条件はございます。しかし、福祉課のある役場、新しく整備される総合施設にしても隣接してはいないものの、極めて近隣にあり、対応にそれほど大きな差異が起こると思われません。初動においての緊急的な対応程度は隣接である人権啓発課で対応することはあることかと思いますが、隣接という理由だけで所管まで変更する理由にはならないと考えます。

第3に、そもそも共同浴場は何を目的とした施設で、これまで福祉課が担当してきた理由は何かということです。改正理由では便利性を強調しておられますけども、共同浴場が一番大事にすべきことは何でしょうか。共同浴場の設置と管理に関する条例の第1条、設置目的として、町民の保健衛生、生活環境の改善向上とされています。つまり共同浴場は公衆衛生の場であり、保健衛生を目的とした施設であり、事業です。だからこそ、同和対策特別法が終結した後の共同浴場の管理を保健衛生を担当する福祉課が担ってきたのであり、単に便宜上、便利性ではないのです。

実際、共同浴場、公衆浴場の衛生管理については、厚生労働省が公衆浴場における衛生等管理要領を策定し、浴場の管理衛生についての一定の基準を示しています。また、京都府もそれを踏まえて、京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例を平成16年に制定し、清掃や消毒、水質の基準なども定めて衛生管理の徹底を求めています。つまり、共同浴場の運営は、単に物理的な対応や便利性を考慮すればよいものではなく、不特定の利用者が出入りする施設として、誰もが安

心安全に衛生的に利用できることこそが最も考慮されなければなりません。今回の改正にはその最も大事な視点が全く考慮されておらず、単に隣接していて便利だからという極めて安易な発想と専門性を無視した中で所管を変更しようとするものであり、あまりに不適切ではないでしょうか。今からでも撤回すべきです。

第４に、所管を人権啓発課に変更する理由として、隣接しているというだけでなく、かつての同和対策特別法の時代に所管していたからとの内容ももしあるのであれば、それは以前の同和対策の枠の中で所管を変更するということであり、一般対策からの後退、逆行と言わざるを得ません。共同浴場が同和対策としてスタートしたことで同和対策特別法がある間は、その担当部署が担っていたことは歴史的な事実であり、経過であることは理解できますが、同和対策特別法は既に失効して２０年以上経過し、その後、一般対策として本来の所管である福祉課が担っていたことを今さらに昔の考えの下で、専門性も無視して所管を考え変更することは時代錯誤であり、適切な組織の在り方ではないと考えます。

いずれにしても、町長の答弁からは、隣にいるからという理由しかございません。元々の保健衛生を旨とした、そういった事業や施設を管理運営する責任者として、町長の答弁というのは大変不適切だというふうに言わざるを得ませんし、もう一度再考されて、ちゃんと考えた上で提案されるべきものだというふうに思いますけれども、そういった経過もございません。そういった意味でも、大変無責任な提案であり、説明だというふうに申し上げて、反対討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２９号 和束町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第29号 和束町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時45分～午前11時00分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議場におられる皆さんにお願いいたします。

発言の際は、マイクが音を拾いやすいようマイクの向きや角度を調整して発言していただきますようお願いいたします。

日程第8、議案第30号 湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第30号の提案理由を申し上げます。

湯船森林公園の環境整備協力金については、平成24年に湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の改正があり変更されていますが、その後、社会情勢は大きく変化していることから、湯船森林公園の設置及び管理に関する条例について改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長

○農村振興課長（松井幸則君）

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第３０号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第３０号

湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和６年６月２０日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改める。

別表１を次のように改める。

別表１（第９条関係）

環境整備協力金

区分、単位、金額の順に説明させていただきます。

大人（中学生以上）、１人１回、５００円

小人、１人１回、２００円

附則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

右のページに資料Ｎｏ．３０の新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号 湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第30号 湯船森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第31号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第1回変更
についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第31号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第1回変更について提
案理由を申し上げます。

令和5年9月11日に工事請負契約を締結した「和束町総合保健福祉施設建設工事」
について、工事の一部に変更が生じることにより、当該工事の内容を変更し、請負契
約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会
の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第31号をよろしく願いいたします。

議案第31号

和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第1回変更について

令和5年8月23日に入札に付した、和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 和束町総合保健福祉施設整備事業 |
| 2 | 工事番号 | 5施整第1－2号 |
| 3 | 工事名 | 和束町総合保健福祉施設建設工事 |
| 4 | 工事場所 | 京都府相楽郡和束町大字釜塚地内 |
| 5 | 契約金額 | 「16億1,150万円」を
「16億4,745万5,700円」に変更 |
| 6 | 契約の相手方 | 京都府八幡市八幡吉原52番地の2
株式会社巖建設代表取締役 嵯 国章 |
| 7 | 契約の方法 | 地方自治法第234条の規定による一般競争入札 |
| 8 | 工期 | 令和5年9月12日から令和6年12月28日 |
| 9 | 支出科目 | 和束町一般会計
(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 1 社会福祉総務費
(節) 14 工事請負費 |

令和6年6月20日提出

和束町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。資料N o . 3 1 でございます。

和束町総合保健福祉施設建設工事変更箇所概要

1 変更内容

- ・医療機器の仕様変更等に係る診療所領域の建築動線計画の変更、それに伴う電気設備等の変更による増

8 2 5 万 2 , 0 0 0 円

- ・診療所領域、多目的ホール、各所階段、調理実習室、サイン計画の各対象箇所の検査所管部局との法規適合に係る進言・指導による増

2 , 0 7 0 万 5 0 0 円

- ・多目的ホール等暗幕、カーテンの追加、その他の増

6 3 2 万 4 , 1 0 0 円

- ・和室の一部要望による増

6 7 万 9 , 1 0 0 円

2 変更内訳

契 約 金 額 当初 1 6 億 1 , 1 5 0 万円

(内消費税相当額 1 億 4 , 6 5 0 万円)

変更 1 6 億 4 , 7 4 5 万 5 , 7 0 0 円

(内消費税相当額 1 億 4 , 9 7 6 万 8 , 7 0 0 円)

契約金額増額分 3 , 5 9 5 万 5 , 7 0 0 円

(内消費税相当額 3 2 6 万 8 , 7 0 0 円)

続きまして、図面をお願いいたします。図面につきましては、7 枚を抜粋させていただいております。ご了承をお願いいたします。

まず、1 ページでございます。

変更後の1 階平面図でございます。

小さくなりますが、左側の枠の中に番号を振らせていただいております。①から⑤が診療所領域の変更で、福祉のまちづくり条例に基づき、手すりを追加、ドクターの医療プランに適合させる形で動線間仕切りを変更します。

医療機器の仕様変更等に伴い、造作家具を変更します。また、これらに伴い、電気設備工事の変更が発生します。

⑥の階段ですが、同じく、福祉のまちづくり条例に基づく指導により、形状の変更、凹み部分の閉鎖による変更でございます。外内部階段全てとなります。

⑦の調理室ですが、下足制から二足制に変更をした際、保健所の指導により、手洗い、下駄箱を設置することとなります。

⑧のサインにつきましては、道路計画が設計途中で見えてきたことにより、外部や内部のアプローチがはっきりしましたので、各所において整理したものでございます。一部、福祉のまちづくり条例の助言も受けて整理をしておるところでございます。

⑨のカーテンですが、1階は、主な箇所は診療所領域で、診察に必要な箇所計上しておるところでございます。

めくっていただきまして、2ページをよろしくお願いいたします。

変更後の2階の平面図となっております。

同じく、1階同様、⑧のサインでございますが、1階同様に建築動線の整理、また福祉のまちづくり条例による整理でございます。

⑨のカーテンでございます。多目的ホールに暗幕、各諸室にロールスクリーンやカーテン、サッシのサイズに合わせた特注仕様で、今回の建築工事へ計上するものでございます。

⑩の和室でございますが、こちらへは住民要望に基づき置き床を建築工事で計上するところでございます。

⑪の多目的ホールでございますが、こちらの内装ですが、建築基準法に基づき一定の内装制限を適用しておりましたが、消防の指導がございまして、制限のランクを高

いものへと変更します。避難時間並びに安心安全を確保するための変更でございます。

また、3ページ以降につきましては詳細図となっていますので、後ほどお目通しをよろしくお願いいたしますと思います。

説明は以上となります。ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいんですが、今回、変更箇所が何か所かあるわけですが、なぜ、このような変更が必要になったのか、そのあたりをもう一度詳しく説明いただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

今回、各所、京都府の建築基準法施行条例、京都府福祉のまちづくり条例、または建築基準法等に基づきまして、今回の大きな建築物、特殊建築物と申しますが、こちらにつきましては確認申請を下した相手方から、確認を取りながら工事のほうを進めていくという手順を取るものでございまして、そのときの場所場所の確認によりまして一定の指導がありましたので、順次変更等をかけましてこのように変更を提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

そういった法的な関係もあって必要になったということでございますが、これはそういった基準については事前に分からなかったものなのかどうなのか、法改正があって新たに出てきたものなのか、そのあたりはいかがです。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの高山議員のご質問にお答えいたします。

当初につきましては、議員おっしゃるとおり、確認申請の段階で設計者と検査指定機関がございまして、検査指定機関と相談をしながら設計事務を進めていっているところでございます。

また、確認申請時についても問題がないということで、一定、確認を下ろしていただいておりますが、こういった工事、先ほども申しました特殊建築物につきましては、常に確認をしながら、その法規チェックをしながら進めていくという工事になりますので、そちらでまた建築主事や消防等から指導がありました場合には、随時変更をかけていくということになります。

また、完成検査の際に大きな指摘がございましたら、その時点で変更するというのはかなり厳しいものになりますので、できるだけ精査をして今回の変更に反映させたいということが今回の変更でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

この中でも、事前に十分調整することで当初から予定できるものっていうのはあるんじゃないかなと。例えば、医療領域の関係、医療機器の仕様の部分であるとか、そ

ういったものはどういった診療をするか、どういった機器を入れるかというのは事前に分かっているだろうと思うんですね。そうすると動線がどうなのかということは、やはり担当の医師の方なり医療関係の方に確認すれば事前に分かっていたんじゃないかなというふうに思うんです。

それと、例えば、暗幕とかありますが、やはり多目的ホールというのは、いろんな講演も使われることは十分想定されてたわけですよ。当然そういった講演ではプロジェクターも使われるでしょうから、部屋を暗くしないといけないとか、そういったことも事前に分かっている話なんですよ。なぜ今頃出てくるのかというところでちょっと疑問を持ってるんです。

それと、以前に住民の方からの要望で、今回、和室に置き床ということであるわけですが、ここに図面とは書いてますが、床イメージとしてしか貼り付けてないんですよ。サイズが全然分からない。どういった置き床を設置されようとしているのか。どういったものを置いていただけるのかというのは、やっぱり住民の方からすると興味のあるところだと思うんですね。そういったところもここでは不明だということになります。

ですから、元の設計段階で分かる範囲のことは後で追加変更ではなくて、事前にやっぱり十分な調整をした上で設計をされるべきだろうというふうに思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

医療機器につきましては、随時変更等が生じてきているもの、また、ドクターの診療プランにつきましても、これもあれもしてみたいというようなこともございまして、今回の造作家具等の変更、また、医療動線の変更というふうにつながっている

ところでございます。

また、多目的ホールでございますが、先ほども申しましたが、一定、特殊建築物ということで確認申請を得ていまして、検査所管部局とのチェック作業、こういうものが発生いたします。それにつきまして、当初設計で経済設計をしていても、比較的安全性の高いものに変更するような指導が今回発生しました。それによりまして、また性能的には4倍程度の性能になりますので、利用者につきましては避難時間等を大きく稼ぐこともできますし、安心安全な施設によりよくなるものというふうに理解をしているところでございます。

最後の置き床でございますが、一定、半畳程度の高さが150センチ程度のものをご用意をさせてもらおうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今も、より安全なものをということでございますが、やはりこういった施設は多くの方が利用されるものですからね、やはり十分な安全を考慮した上で当初から設計されるべきだというふうに思います。ですから、こういったことが後で追加で出てくるというのが、私自身、納得できないなというふうに思います。

町長、これからもいろいろと計画があるわけですね。施設の計画がこれからも出てくると思います。オープンエアミュージアムの関係でいろいろなものをつくっていかうとか、いろんなことが出てくるわけですが、やはりそこはですね、しっかりとどういったこと、また住民の方がその施設をどのように使われるのか、使おうとされるのか、そういったことを考えたときにね、やっぱり事前に分かることっていっぱいあると思うんですよ。ですから、後で追加じゃなくて、事前にやっぱりそこはしっかりと町内でもそうですし、以前から申してますけど、住民の方のやはり幅広い

方々のご意見をお聞きすることです。今回の置き床もそうなんですけど、やはりそういった要望が事前に分かる部分ってあると思うんですよね。後で変更じゃなくて、後で変更することについて設計変更、いろんなお金もかかってくるわけですから、そうじゃなくて、分かる部分はなるべく事前に当初の設計の中で計画として入れられるように今後は努力していただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

高山議員のご指摘につきましては、謙虚に受け止めさせていただきたいと思います。何分、工事の中で動いていく部分とか、それから、その中での利便性等々のことで若干の修正がかかるわけですが、この分につきましてその部分だけというわけになかなかいかずして影響が出る部分が幾らか出てきます。特に、機器ですと新しい機器、新しい機器に替わっていったりしますので、それで採寸も変わったりしてまいります。その辺も含めて動線の見直し等々もあったような報告を受けていますので、その点につきましてはご理解のほうをお願いしたい。

それと、併せまして、ここの施設につきましては、先ほどのところでご承認をいただきました条例に基づいて管理規則等々をつくる中で、もう一回、全庁の中で職員が知恵を出し合いながら、また、住民の意見を聞きながら、できる限り皆さんがフラットで公平に使えるような設備ができるよう努力しますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私からも幾つか確認させていただきたいと思いますが、まず今回ですね、3,50

0万円ですか、ほぼ3,600万円の増額ということで、全体としての16億5,000万円近くになってきているという面があります。もちろん今いろいろありましたように、住民の方が安心安全に使えるとか、また、現在のいろんな基準に合致した施設にしていくという意味での必要な追加という部分はあるのかもしれませんが、ただ、やはり住民の皆さんからも、当初この話が持ち上がったときに比べても、かなり経費はすごく膨らんでると思うんですね。そういった意味でも、今回のこういう一定3,000万円を超える増額というのは、それはそれでかなり建設経費としては膨らんできているというふうに思うんですけども、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

当初から見直した分、要は、数量が上がった分につきましては、当初の金額のままで計上をさせていただいております。また、変わりました部分につきましては、3社見積もりを取り、設計側で精査、京都技術サポートセンターの力を借りまして、また、そこでも精査を行いまして採用させていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでですね、先日は広報に建設ニュースといいますか、現在の進捗状況についてニュース等も発行いただいて住民の方に知らせていただいているわけですけど、あのニュースでいいまでも、今現在が30数%という進捗状況という点で、まだ、あと7割残ってるいるという状況が分かるわけですけども、今回こういうような様々な理由

で増額されたということが、今回、第1回目としてあったんですけども、今後完成に至るまでの間に同じようなというか、また別のこともかもしれませんけども、増額がやむを得ないような状況というのは想定されてるかどうかですね、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今後、工事等の内容につきましては、変更というものは考えておるところではございません。ただ、工期につきましては、委員会の方でもお話を触れさせていただいたところではございますが、万博の影響等による資材の不透明な部分がございます。また、梅雨の影響がございます。そういったところで工期等の変更に絡む部分が出てくるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的には、基本のここでの今後増額とかいうことは考えていないということではありますけども、大体いろんなところでほかのこともそうですけども、大体そう聞かれたらそう言われる面もあるんですけども、ただ、やはり必要な改修による増額というのは、もちろんやむを得ない部分もあるんですけども、そういったことを住民の方も、大変経費がかかってきているということは声としても出ておりますので、やはり丁寧にそこは、なぜ、増額しなくてはならないのかという部分も含めて、説明、情報提供のほうはしていただきたいというふうに思うんです。

せっかくですので、その上で確認だけしておきたいんですけども、今度できる施設というのは新しい施設なわけですけども、昨今の大変猛暑とかいう中で、一応これは

もう一度確認なんですけど、施設の断熱であるとか、また遮熱であるとか、空調の効きをよくする、そういうような作用を起こすような仕様というのが大変求められていうふうには思います。それと、温暖化防止という観点での再生エネルギー等の活用です、そういったことも含めて、前にも一応その辺を確認したことはあったかもしれないんですけども、ただ、やはりこの問題もかなり進行してる部分もありますのでその辺、今後の整備の中でどういう形でそれを反映されてるのかどうか、そこをとりあえずもう一回確認も含めてお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

建物につきましては、省エネ適判という建築基準法上で定められている確認をいただいております。これにつきましては、外断熱工法を利用したり、屋根においておきましても、すごく大きな断熱材を使って断熱をします。中身につきましては、第一種換気設備と申しまして、特殊な換気装置を使いまして、中の空調の熱をそのまま排出しない、熱回収装置というものが一体になりました機器、名前は忘れましたが、そういったものを利用して省エネに貢献いたします。

また、空調につきましても、床吹き出し空調等を使いまして、なるべくロスを少なくしようという設計がされておるところでございます。

ガラスにつきましても二層ガラスを採用しており、全て省エネに貢献するものというふうに考えております。

また、再生エネルギーにつきましても、一部ソーラーパネル、これは京都府条例の最低限のものですが、設置をして利用していくというような整備をしているところがございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 31 号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第 1 回変更については、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 31 号 和束町総合保健福祉施設建設工事請負契約の第 1 回変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 00 分～午後 1 時 30 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議案第 32 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 33 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 34 号、令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 35 号、令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 32 号から 35 号の提案理由を申し上げます。

議案第 3 2 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、個人情報ファイル簿更新等支援業務委託及び石寺景観展望施設整備事業等において

議案第 3 3 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、直診勘定における人事異動に伴う人件費等において

議案第 3 4 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、保険事業勘定における、国・府負担金等の返還金等において

サービス事業勘定における人事異動に伴う人件費等において

議案第 3 5 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案第 3 2 号のご説明を申し上げます。

議案第 3 2 号

令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,560 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 4,670 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月20日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入のほうからご説明をさせていただきます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明をさせていただきます。

14款使用料及び手数料、2,834万円、4万円、2,838万円。

15款国庫支出金、3億3,145万2,000円、△626万円、3億2,519万2,000円。

16款府支出金、1億9,326万8,000円、△161万1,000円、1億9,165万7,000円。

20款繰越金、500万円、173万1,000円、673万1,000円。

22款町債、10億5,260万円、2,170万円、10億7,430万円。

歳入合計、45億3,110万円、1,560万円、45億4,670万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても同様のご説明とさせていただきます。

2款総務費、6億9,468万4,000円、1,279万円、7億747万4,000円。

3款民生費、17億6,674万8,000円、240万8,000円、17億6,915万6,000円。

4款衛生費、5億4,295万2,000円、295万2,000円、5億4,590万4,000円。

5款農林業費、1億3,481万3,000円、495万円、1億3,976万3,0

00円。

6款商工費、1億711万1,000円、200万円、1億911万1,000円。

7款土木費、3億5,905万4,000円、△1,200万円、3億4,705万4,000円。

8款消防費、2億2,436万7,000円、250万円、2億2,686万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 追加

起債の目的：海洋センター照明設備工事（緊急防災・減災事業）、限度額：570万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

高齢者介護予防等支援事業（過疎対策）、250万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前項と同様でございますので、省略させていただきます。

以降、起債の目的、限度額という形で説明をさせていただきます。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、600万円

計1,420万円でございます。

2. 変更

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明申し上げます。

地域公共交通充実事業（過疎対策）、９００万円、証書借入又は証券発行、年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、１，４００万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同額でございますので、省略をさせていただきます。

以降、補正前の限度額、補正後の限度額ということでご説明をさせていただきます。

茶源郷行政情報配信システム事業（過疎対策）、４００万円、６５０万円。

補正前計でございますが、１，３００万円。

補正後につきましては２，０５０万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和６年度和束町一般会計補正予算（第１号）、資料Ｎｏ．３２に基づきまして説明を続けさせていただきます。

１から４ページにつきましては総括ということでございますので、議案書と重複しますので省略をさせていただきます。５ページ、６ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なもののみのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、６目土木費国庫補助金、補正額△６４９万円。橋りょう長寿命化修繕計画補助金でございまして、同額計上させていただいております。

１６款府支出金、２項府補助金、１目総務費府補助金、補正額△２８６万１，０００円。こちらにつきましては、きょうと地域連携交付金（海洋センター照明設備更新事業）で同額を計上させていただいております。

２２款町債、１項町債、１目総務債、補正額１，３２０万円、こちらといたしまし

ては、過疎対策事業債（地域公共交通充実事業）で５００万円、茶源郷行政情報配信システム事業につきまして２５０万円、続いて、緊急防災・減災事業債（海洋センター照明設備工事）で５７０万円を計上させていただいております。

同款、同項、２目民生債でございます、補正額２５０万円。過疎対策事業債（高齢者介護予防等支援事業）２５０万円。

同款、同項、８目土木債、補正額６００万円、過疎対策事業債（橋りょう長寿命化修繕計画策定事業）で６００万円計上させていただきます。

７ページ、８ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、３目一般管理費、補正額１，０８３万円。内容としては、一般職員人件費として１４６万１，０００円、少し下がっていただきまして、広域連合分といたしまして４０３万８，０００円、４月人事異動に伴う変更分でございます。

１２節委託料といたしましては、個人情報ファイル簿更新等支援業務委託料として４４０万円計上させていただいております。

１枚おめくりください。

３款民生費、２項児童福祉費、次のページをお願いいたします。３目保育所費で補正額１３０万円、１４節工事請負費で東保育園のスロープの設置工事、同額計上させていただいております。

５款農林業費、１項農業費、２目農業総務費、補正額４９５万円、一般職員人件費で同額計上させていただいております。

１３ページ、１４ページをお願いいたします。

６款商工費、１項商工費、２目観光費、補正額２００万円、１４節工事請負費で石寺景觀前駐車場整備工事で同額計上させていただいております。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、1 2 節委託料、測量設計業務委託料で 1,000 万円、1 4 節工事請負費で△2,200 万円計上をさせていただいております。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、補正額 250 万円、1 8 節負担金、補助及び交付金で木造住宅耐震改修事業補助金で同額を計上させていただいております。

15 ページ以降につきましては給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しをよろしくお願いいたします。

なお、特別会計につきましては、各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第 33 号をよろしくお願いいたします。

議案第 33 号

令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,950 万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 20 日提出

和束町長 馬場 正実

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明いたします。

6款繰越金、80万円、20万円、100万円。

歳入合計、9,930万円、20万円、9,950万円。

おめくりください。

歳出でございます。

同様に、款、補正前の額、補正額の順にご説明申し上げます。

1款総務費、7,196万2,000円、20万円、7,216万2,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書より説明させていただきます。

和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（直営診療施設勘定）No.33
をお願いいたします。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5、6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

補正額と内容をご説明いたします。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額は20万円。純繰越金をこれに充てる形になります。

7、8ページをお願いいたします。

歳入同様にご説明させていただきます。歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額20万円。これにつきましては、人事異動による人件費の増額と一部委託料で保守点検委託の増額でございます。

また、9ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しください。

ますようよろしく願いいたします。

以上、令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 3 4 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 3 4 号

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,730 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 848 万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 20 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 3,480 万 1,000 円、6 万 1,000 円、1 億 3,486 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 7,310 万 8,000 円、8 万 7,000 円、1 億 7,319 万 5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 9,139 万 3,000 円、3 万 6,000 円、1 億 9,142 万 9,000 円。

5 款府支出金、1 億 839 万 4,000 円、4 万 3,000 円、1 億 843 万 7,000 円。

7 款繰入金、1 億 2,059 万 6,000 円、4 万 3,000 円、1 億 2,063 万 9,000 円。

9 款繰越金、1,000 円、1,873 万円、1,873 万 1,000 円。

歳入合計、7 億 2,830 万円、1,900 万円、7 億 4,730 万円。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

4 款地域支援事業費、3,365 万 1,000 円、27 万円、3,392 万 1,000 円。

7 款諸支出金、72 万円、1,873 万円、1,945 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 34、予算に関する説明書、令和 6 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の保険事業勘定をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、5 ページ、最下層でございます。9 款繰越金、1 枚おめくりいただきまして、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1,873 万円、1 節前年度繰越金でございます。

1 枚おめくりいただきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも歳入同様の説明とさせていただきます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 1,873 万円、22 節償還金利子及び割引料といたしまして、国・府の返還金といたしまして 1,873 万円でございます。

次ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、先ほどのページの続きでございます。続きまして、介護サービス事業勘定でございます。第 1 表でございます。

まず歳入でございます。1 款サービス収入、補正前の額 396 万円、補正額 14 万円、計 410 万円。

歳入合計 834 万円、14 万円、848 万円。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、687 万 7,000 円、14 万円、701 万 7,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 34 の予算に関する説明書の令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）のサービス事業勘定をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。こちらも先ほどと同様の説明とさせていただきます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、補正額 14 万円、1 節居宅支援サービス計画費収入でございます。

1 枚おめくりいただきまして歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 4 万円。これにつきましては、3 節職員手当等、また 4 節の共済費ということで、職員人件費に当たるものでございます。

次ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第 3 5 号の説明をさせていただきます。

議案第 3 5 号

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）

は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計第 3 条に定めた収益的

収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明します。

収入でございます。

第 1 款下水道事業収益、1 億 6, 2 1 3 万 5, 0 0 0 円、2 1 0 万 4, 0 0 0 円、1 億 6, 4 2 3 万 9, 0 0 0 円。

第 2 項営業外収益、1 億 3, 3 4 0 万 6, 0 0 0 円、2 1 0 万 4, 0 0 0 円、1 億 3,

551万円。

続きまして、支出でございます。

第1款下水道事業費用、1億6,156万1,000円、219万6,000円、1億6,375万7,000円。

第1項営業費用、1億3,959万3,000円、204万1,000円、1億4,163万4,000円。

第3項特別損失、119万1,000円、15万5,000円、134万6,000円。

続きまして、（特例的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ867万円及び608万5,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ875万5,000円及び499万5,000円である。」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目：（1）職員給与費、既決予定額：1,225万4,000円、補正予定額：219万2,000円、計：1,444万6,000円。

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第9条中「一般会計から補助を受ける金額は、7,365万2,000円」を「一般会計から補助を受ける金額は、7,575万2,000円」に改める。

令和6年6月20日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.35をお願いいたします。

1ページは議案書と重複しますので、少し飛びますが、13ページをお願いいたします。13ページでございます。

令和6年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。

主なもののみとさせていただきます。

収入でございます。

下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、210万円。

続きまして、支出でございます。

下水道事業費用、営業費用、総係費、給料86万7,000円、手当59万4,000円。

以下、人事異動に伴い増額するものでございます。

同款、特別損失、その他特別損失、賞与等引当金15万5,000円。

続きまして、14ページをお願いいたします。

令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業予定損益計算書でございます。

主なもの及び補正があったもののみを説明させていただきます。

1 営業収益、合計で2,612万1,000円

2 営業費用、(4)総係費1,764万1,000円、人事異動に伴い増額があったものでございます。合計で1億3,732万6,000円、営業利益として△1億1,120万5,000円。

3 営業外収益、(2)他会計補助金7,575万2,000円、合計で1億3,551万円。

4 営業外費用、合計で2,140万3,000円、経常利益として290万2,000円。

5 特別損失、(1)その他特別損失、134万6,000円、当年度純利益155万6,000円、前年度繰越欠損金1億602万2,000円、当年度未処理欠損金1億446万6,000円。

続きまして、ページを戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

令和 6 年度和東町特定環境保全公共下水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

主なもの及び補正があったもののみを説明させていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

賞与引当金の増減額 8 5 万 4 , 0 0 0 円、法定福利費引当金の増減額 1 7 万 2 , 0 0 0 円、こちらは人事異動に伴い増額があったものでございます。

続きまして、未収金の増減額 1 6 9 万 4 , 0 0 0 円、未払金の増減額 4 5 4 万 4 , 0 0 0 円、令和 5 年度の特例的収支の確定に伴い増減があったものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で 4 , 8 3 0 万 6 , 0 0 0 円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で△ 1 0 9 万 3 , 0 0 0 円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計で△ 3 , 6 1 3 万 6 , 0 0 0 円、資金増加額 1 , 1 0 7 万 7 , 0 0 0 円、資金期首残高 3 2 4 万 4 , 0 0 0 円、資金期末残高 1 , 4 3 2 万 1 , 0 0 0 円。

おめくりください。

続きまして、3 ページから 5 ページは給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

令和 6 年度和東町特定環境保全公共下水道事業予定開始貸借対照表でございます。

令和 6 年 4 月 1 日現在、主なもの及び補正があったもののみを説明させていただきます。

資産の部

1 固定資産、固定資産の合計が 2 8 億 8 , 9 5 0 万 2 , 0 0 0 円。

2 流動資産

(1) 現金預金 3 2 4 万 4 , 0 0 0 円、令和 5 年度決算の収支の確定に伴い、増額したものでございます。

(2) 未収金 875万5,000円、令和5年度特例的収支の確定に伴い、増額があったものでございます。

流動資産の合計1,199万9,000円、資産合計が29億150万1,000円。

続きまして、8ページでございます。

負債の部

3 固定負債、固定負債の合計が12億9,501万7,000円。

4 流動負債

(2) 未払金 499万5,000円、令和5年度特例的収支の確定に伴い減額があったものでございます。流動負債の合計1億4,507万円。

5 繰延収益、繰延収益の合計が12億6,942万2,000円、負債合計27億950万9,000円。

資本の部

6 資本金 0円

7 剰余金、剰余金の合計が1億9,199万2,000円

資本合計は同額でございます。

負債資本合計は、資産合計と同額でございます。

おめくりください。

続きまして、令和6年度和束町特定環境保全公共下水道事業予定貸借対照表でございます。(令和7年3月31日現在)

主なもの及び補正があったもののみを説明させていただきます。

資産の部

1 固定資産、固定資産の合計が28億1,195万6,000円。

2 流動資産、流動資産の合計が2,133万4,000円。

資産合計28億3,329万円。

続きまして、10ページでございます。

負債の部

3 固定負債、固定負債の合計が12億1,155万1,000円。

4 流動負債

(3) 引当金、イ 賞与引当金85万4,000円、ロ 法定福利費引当金17万2,000円、こちらは人事異動に伴い増額があったものでございます。

流動負債合計1億5,303万1,000円。

5 繰延収益、繰延収益の合計が12億3,022万1,000円。

負債合計25億9,480万3,000円。

資本の部

6 資本金、4,493万9,000円

7 剰余金、剰余金の合計が1億9,354万8,000円

資本合計2億3,848万7,000円、負債資本合計は資産の合計と同額でございます。

11ページから12ページは注記表でございます。後ほどお目通しください。

以上、特定環境保全公共下水道事業補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小西議員。

8番（小西 啓君）

一般会計補正予算のNo.32から14ページの石寺景観前駐車場整備工事については当初予算で計上されていましたが、今回の補正の内容はどのようなになっていますか、関係の課長、お願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

はい、お答えを申し上げます。

この予算につきましては、積算自体が令和４年度に設計を行ったものでございまして、特にこの中身につきましては、トイレの建設工事の分でございますけれども、当初の中身からいいますと、この２年度の間には建設単価が上昇したという部分と、それから管理費の部分での算定方法がこれまでは共通でパーセンテージが決まっておりましたものが、建築、電気、機械ということで、それぞれで経費率が算定されるように変わったという点とそれぞれその設計比率が上昇したということで、その見直しを図りました結果、当初よりも２００万円増加するということが判明して、このたび補正予算をお願いしているといった次第でございます。

○議長（吉田哲也君）

８番、小西議員。

８番（小西 啓君）

分かりました。

そしたら、次に、石寺景観をはじめとした和束町を代表する茶畑景観は京都府の景観資産第１号に登録されました。和束町の観光産業の発展は、和束町雇用促進協議会が中心となって支えていると思っております。そして、支えての方が約２０年間、中心的な役割をされていまして。事務局長が心半ばで６月１３日にお亡くなりになりました。今後の施策の展開はどのようにしていくかを町長、お話ししてください。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、小西議員からおっしゃられましたように、先日、雇用促進協議会の事務次長を

しておりました木村氏のほうが病気に勝てずなくなったということでございます。彼につきましては、和東町のまちおこしに対していろんな提案をしてくれました。また、それに合わせていろんな活動を支援し、いろんな講座を開き、和東町の人材育成に対して多大な貢献をしていただいたと思っております。ただ、このことにつきましては、私もこれから引き継ぎ、前へ進めたいと思っておりますので、今後の事業につきましては、木村さんの意思も含めながら新たな和東町のまちづくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

8 番（小西 啓君）

分かりました。

町長も木村次長とは長く同じような仕事をされて、よくおつき合いをされていたと思います。それで、木村次長が和東町に残してくれた功績は大変大きいものだと思っております。和東町として木村次長の志しを次ぐとともに、感謝の意を表すとか何とか私は必要だと思っております。どのように考えておられますか。

私、木村さんとは会っても挨拶程度しかしておりませんし、そしてまた、なぜこのようなことで発言させていただいているかということ、議員の委員会の視察のいったときに、これは誰が考えはったんやと聞いたら、木村さんです。そういうことを私、四、五回聞きまして、割と手腕を持った方やな、いろんな考え方をして和東町のためにやってくれているなという考えぐらいですが、そのぐらいしか私、木村さんのことを知りません。ただ、よくやってもらったということだけは、私、一議員として感謝をしたいと思っております。

町長もどのように考えておられるか分かりませんが、その辺はどういうように思っておられますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ありがとうございます

今の件でございますが、町として何かできることがないかということで私の中では思っています。議員のほうからそういうご提案をいただきましたので、町の表彰規程等を確認しながら何らかの形で敬意を表したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

8 番、小西議員。

8 番（小西 啓君）

そうですか。そしたら、和東町から木村さんに感謝の意を表して、やはり職員でない方でも、雇用促進協議会の方でも、そういうふうに一生懸命に和東町のことを思っ
てやってくれてるんですから、ここにいる幹部職員の方は皆さんそのような思いで一
生懸命仕事をしてください。そういうことです。よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○7 番（畑 武志君）

一般会計補正予算（第1号）の11、12ページ、予防諸経費で予防接種健康被害
給付金11万円が補正が計上されております。この内容について、福祉課長、ひとつ
細かく説明をお願いしたいと、このように思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

この予防接種健康被害救済給付金につきましては、さきの新型コロナのワクチン接

種を接種された方が副反応等で健康に被害が生じたというのが認定されたときに給付される制度のものでございます。今回ここに予算計上させていただきました方につきましては1名該当がございまして、これにつきましては2022年7月の集団接種におきまして接種していただきました。これが俗に言う第3回目というやつでございまして、このときに発熱、また関節痛等を起こされまして、病院に治療のほう向かわれまして、そのまま8月、療養入院されたということでございます。

和束町のほうで健康被害の関係各者、京都府の医師会はじめ集まりまして、審議・検討させていただきました意見書を京都府経由で厚生労働省のほうに進達させていただきました。厚生労働省のほうで、これについては、やはりワクチン接種の関係での被害であろうというような認定を受けましたので、今回予算計上させていただきました、そのご当人に給付させていただくというものでございます。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

細かく説明いただきました。ありがとうございます。

次に、予防接種の関係の経費ということで、昨年5月に新型コロナウイルスが5類に移行され、特に春からはコロナ流行前の生活状況になっているような状況ですが、新型コロナウイルスは変異に変異を重ねてまたいろんな形で出てきておるわけでございます。気を許すことはないと思いますが、これまでの予防対策を講じる必要があると、このように考えているわけでございます。

その中で、令和5年度ワクチン接種対象者は何人あって、どのぐらいのパーセンテージまで接種されていたのか、これについて分かる範囲の中で答弁いただきたいと、このように思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和５年、まず、接種回数といたしましては、第１回目といたしまして、令和５年は６月頃させていただきました。これについては集団接種でございます。また、２回目の集団接種が１０月の秋冬接種という形でさせていただきました。

まず、６月の春の接種の対象者でございますが、これにつきましては６５歳以上の高齢者、また６０歳以上の基礎疾患等のある方という限定でございました。対象者につきましては１,６５８人、また、このときに接種されました方が１,２６９人ということで、７６．５％の方が接種していただいております。

また、２回目の秋冬接種でございますが、秋冬接種につきましては、６か月以上の方で１回目の初回接種の終了者ということで、３,１８１名の方が対象となりました。接種につきましては１,２１３人、これにつきましては集団接種のみということで、６５歳未満の方につきましては任意接種という形を取らせていただきましたので、この１,２１３人につきましては、基本的には６５歳以上の高齢者ということで、高齢者ですので、接種のパーセンテージ、率につきましては３８．１％と低いということでございますが、基本的には６か月以上、６４歳までの方、これについての人数等々が少なかったということで、この人数になっているものでございます。

○議長（吉田哲也君）

７番、畑議員。

○７番（畑 武志君）

昨年まではこのワクチン、全額国が負担されたと。個人負担はなかったということ。これはこれでわかるんですけど、じゃあ、令和６年はどのような予定になるのか。

ここにね、当初予算の中で予防接種委託料は１,３７７万９,０００円と思うんですけど、この中には恐らくインフルエンザ、それから肺炎球菌ワクチン等々が入っておりますんですけど、これらのことについての細部は分からないと思うんです、コロナがど

のぐらいになるか。これは私も十分理解しているんですけどね、予算委員会の中でも、この秋頃にはそういう方向に持っていくと、こういう福祉課長の答弁がここにあるわけです。国の方向も見ながらというように私は解釈したんですけど、この点についてどのようにされていくのか、これについてもお考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の新型コロナワクチン接種につきましては、基本、任意接種という形ではございますが、政府の65歳以上につきまして定期接種にするというような方針を打ち出されておられます。年末か今年初めぐらいに政府が、ワクチン接種1人大体7,000円相当で打てるであろうというような方針のほうを出していただきました。ただ、これにつきましてはまだ製薬会社の方から正式な金額が出ておりませんでしたので、おおよその金額ということで出されております。ということで、当時、町長とまた相談いたしまして、先ほど畑議員からの内容説明ありました当初予算の予防接種等の委託料費用の中におおよそこれの個人負担分の補助分を予算計上はさせていただいております。

ただ、このワクチンにつきまして製薬会社のほうと情報交換をさせていただきました中で、政府が株価を決めていないということなので、まだ薬が生産ラインには乗っていないというふうに聞き及んでおります。秋というのが9月スタートになるのか10月スタートになるのかがまだ未定なところではございますが、今、町長また岡田理事と相談している中では、おおよそ7,000円であれば、これまでそのうちの3割負担ぐらいをめどに住民の方々にご負担いただいておりますので、おおよそ5,000円前後ぐらいのところ辺が町が負担するべきではないかというところで準備のほ

うを進めているところでございます。これがまた国の方から正式に発表され、きちっとした形で町のほうにまで案内が来ましたら、すぐさま給付要項を作成しまして進めていきたいと思っているところでございます。

今のところはそれですので、2,000円前後ぐらいの個人負担というようなのを考えているというのと、また、15歳までの方につきましては、一応、町で全額負担する予定をしているところでございます。これにつきましても、町長、岡田理事と相談の上、今、計画中でございます。まだ正式に決定しておりませんが、また厚生労働省等の方針が決まり次第、きちっと決めさせていただいて進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

福祉課長、よく分かりました。

これからワクチンが変異株になって出てこないことを祈るばかりなんですけどね、これはどのような形になるのか想像もつきません。

そこで、町長は、基本的にはできる限り皆さんが安心安全にいる環境をつくっているのは私の仕事と、こういう答弁もされております。これについては今、福祉課長がお答えをいただきました。これについても十分しっかりとやっていただきたいと、このように思います。これはよろしくお願いいたします。

それから、保育所費の中の東保育園工事請負費、スロープ設置工事130万円、これについても計上されております。東保育園は統合なって向こう行ってると思うんですけどね、なぜスロープをするのか、これについても、一つ説明をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

東保育園のスロープの設置工事のことですが、これにつきましては、今、東保育園は休園をしている状態ですが、保育園としての児童福祉施設として設置しているものですが、本来であれば、とうの昔にしていなければいけないところで、従前、あそこを和東保育園の工事のときの仮設施設として使わせていただいたときは、こども館と東保育園、それをこども館のほうから入ってくるというので、そちらの通路に工事を向けまして、正門のほうは職員の通用ということでさせていただいておりました。

しかしながら、今年の予算編成のときに、昨年に町長等と相談していた中で、やはり児童福祉施設としてそのままではまずいのではないかという話があったので、どこかのタイミングで工事が必要であろうということで計画していたところ、今年1月の能登の震災等で公共施設の避難所がやはり不足しているのではないかとということで改めて痛感したところですが、

今、休園措置しているところではございますが、一定工事で整備したところでもございますので、そこにスロープをつけてお子さんのバギー、また避難所ともしなりました場合には、高齢者の押しいただく車等、バギー関係等も通行しやすいように、今回この機にスロープの設置工事を計画させていただいたということでございます。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

よく分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

確認をさせていただきたいんですが、一般会計の14ページ、先ほどございましたが、石寺景観展望施設の整備事業についてです。

この整備事業、先ほどトイレということで増額の分があったと思いますが、今年度、舗装とトイレの設置を予定していただいていると思いますが、その工事は大体いつ頃を予定されているのか教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

現在、トイレの建設工事に係る経費の見直しの部分を進めているところでございます。それが終わりましたら入札をさせていただきまして、夏頃にはトイレの工事というものを始める予定としております。その後トイレ工事が建物が出来上がった後に舗装工事を始めさせていただくという段取りを考えております。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます

この春も駐車場が広くなったというのと、あと、テレビでの放送が何回か続いたということもあって、春には相当な観光のお客さんが来られたということがございます。

また、例年、秋にも相当来られる部分もございますので、そういったところですね、観光に来られた方の駐車スペースの確保というものも一定考慮いただいて工事のほうを進めていただきたいというふうに思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一般会計の 9 ページ 10 ページをお願いします。

いわゆる物価高騰緊急支援給付事業の補足給付事業について一つは説明をいただきたいということと、併せまして、関連しまして、これは町長にお聞きしておきたいと思うんですけども、一般質問でも申し上げましたけども、やはりこの当初予算以降の 3 か月を見ましても、物価高騰の影響というのは大変深刻になっております。そういう点でも、6 月議会での対応というのが私は大変大事だというふうに思っておりました。

といいますのは、もしここで何もなければですね、定例会ベースでいいますと次は 9 月議会になってしまうんですね。9 月議会にもし何かやったとしても、大体、住民の方に届くのは年末というようなことになります。そうなりとかなり気の長いといえますか、のんきな話になってしまうということもありますので、この 6 月議会での何らかの手当をしていただきたいというふうに思ってたんですけども、補正予算を見ておりますと、基本的に何もないというふうに思うんですね。この辺は町長はどういうお考えの下で 6 月補正を組まれたのか、そもそもそういった意味での検討はされたのか、そこを答弁をいただけたらと思います。先ほどの事業の説明と併せてお願いします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今回の物価価格高騰緊急支援事業に係ります電算システムの改修負担金でございますが、令和 6 年度、新たな非課税世帯及び均等割のみ課税世帯、また、その世帯に係ります子供加算分に係る給付金及び定額減税に係る調整給付金世帯、これの算定にかかります電算システムの改修負担金となっております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

6月議会で物価高騰の補正が見えないということでございますが、現段階で補正の中には含み部分もありますが、明確なものはございません。これにつきましては、国の動向を見ながら和束町として対応していきたいというのが当初からの考え方でございます。これにつきましては、国が動いた段階で、また、いつ臨時会等を招集させていただくということもあるかと思いますが、その点についてもご理解を願って、9月までに何か出ればその段階で動くというような考え方をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

基本的に国が動かなければ何もしないと、そういうようなご姿勢だと思うんですね。結局そうすると、国が動かなかつたら何もしない、何も動けないという何ら自律的な話にならないという意味では、やはりそういう状況では困るなと思うんですよね。

昨年度、町長が就任されて以降のところでいいますと、覚えておられると思うんですけども、燃油券の支給が大変遅れたり、また、商品券自身の事業化も結局年末になって、実際配るのが1月、2月ということで大変窮屈な支援になったことを覚えておりますけども、そういった意味でも、町としてできることについては早急にやっていただくことが大変大事だというふうに思いますので、何度も言いますが、国待ちにならずに、ぜひ、検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次にですね、先ほど畑議員のほうから予防接種の健康被害の救済給付金について質問がありました。その件で私の方からも補足的にお聞きしておきたいんですけども、

一つは、先ほど1名の方がそういう対象になって実際給付を受けられるということになったというふうにご報告がありましたけども、そういう認定はされないものの、例えば、そういう申し立てであるとか、そういったケースというのはほかにもこれまであったのかどうかというのを確認だけしておきたいというふうに思います。

それと、いわゆるこういうものの被害ということではないかもしれないですけども、いわゆる後遺症というのが全国的にもかなり深刻な状況が報告もされております。そういった点で、例えば、もし本当にこれ後遺症ではないだろうかというふうに感じたときに、いわゆる後遺症外来であるとか、何らかそういう相談に乗っていただけるような仕組みとか窓口とかというのは今どのようになっているのか。その辺、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本町でこれまで聞いている中では、接種後に1日、2日の発熱というのは聞いておりますが、それ以後のものについては、聞いているものはございません。

確かに、おっしゃられるとおり、全国的には味覚障害等々が残ったままという方のニュースとかも私も聞き及んでいるところではございますが、和東町にはご相談等が来てないというところでございます。

また、後遺症等が後々発生してというような相談につきましては、当然、私ども福祉課のほう、また国のほうで救済制度の機関を一定つくっておられます。当然ながら、昨年までの政府主導の接種のときのように、都道府県なり国で各所でそういう相談の場所は縮小もされておりますが、いまだにその部分については政府中心に持っていていただいているところでございます。

もし、和東町の住民でそういう方がいらっしゃるようでしたら、まずは福祉課のほ

うにご相談いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆるコロナの後遺症というのは、大変多岐にわたっていて、本当にずっと続く頭痛であるとか、倦怠感とか、今、言われた味覚とかいろんなそういう感覚障害であるとかいろいろあるんですけども、やはりそれが本当にどうなのかというところで、なかなか相談できないというか、情報も乏しいという状況があります。

今、言われたように、まずは福祉課でということも含めて、まだこれからもコロナというのは感染拡大していると思うんですね。そういった意味でも、何かのときにここにまずは相談できるということが大事だと思いますので、被害救済制度も含めて、十分、住民の方に周知いただきたいというように思いますので、そこはぜひお願いしておきたいと思います。

次に、13ページの災害対策費の関係なんですけども、ここでは木造住宅耐震改修事業補助金として250万円が計上をされておりますので、これはこれで説明をいただきたいというふうに思うんですけども、併せまして、先日、新聞報道で、いわゆる事前登録井戸の制度の災害時協力井戸の設置についての記事が載っておりました。水の備え、高まる関心ということで、導入自治体や住民が増加しているという報道があって、この中で山城地域の12市町村の状況ということで、6市町が制度を設けている。和東町や久御山町など6町村は未定というふうに紹介をされておりますけども、以前この問題で質問をさせてもらったときに、担当課のほうからは、いわゆる登録制度の協力井戸については、今後導入に向けて検討したいというふうに言われていたと思うんですけども、今回の報道ではまだ未定だというふうになっておりますが、その辺の状況ですね、実際どうされようとしているのか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、京都府の木造住宅の耐震補助要綱が令和6年4月1日に改正されましたことに伴いまして、本町の交付要綱も改正いたしました。それに伴う補助金額の増額分ということでございます。

改正内容につきましては、耐震診断の結果、評点1未満のものを改修後に1以上に向上させるものに対しまして補助させていただくものでございます。令和7年度につきましても、改修後0.7以上に向上させるものについても対象とさせていただくというところでございます。令和6年度、令和7年度に限りまして、評点が改修後1以上に向上させる耐震改修を行っていただきましたら補助額を拡充させていただいて、100万円のところを最高150万円まで補助するという制度でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

先ほどの防災井戸の件なんですけども、現在、地域防災計画を総務課のほうで計画をしておられると。その計画を今しているところなので、総務課と建設事業課と協議しながら、その防災計画に井戸の募集を入れていくとかいう相談はまたさせていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ということは、一応、導入していきたいという方向だということで確認しておきたいというふうに思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一つ災害対策の関係で確認しておきたいんですけども、やはり災害時の大きな困難としてはトイレの問題があります。今、能登半島の被災地のほうとかでも、いまだに水道が復旧しないというような状況もまだ残されている中で、やはりトイレを確保していくということが大変大事なわけですけども、例えば、被災地のほうで携帯トイレであるとか簡易トイレというのは活用もされているわけですけども、備蓄の関係のところを確認しますと、携帯トイレというのは特に明記されていないんですけども、このあたり、実際あるのかどうかも含めて、今後どういうふうにされていくかということをお聞きしたい。

専門家のお話の中でも、根本的にはやはりマンホールトイレというのを普及していく必要があるということが言われております。以前、町長は、なかなか財政的な面で今後さらに整備していくことというのは困難があるというお話をされてましたけども、そういう意味でも、計画的にそういったこともつくっていくということが大変大事なんじゃないかと思うので、その辺、町長のお考えも含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほどの井戸の件も含めましてですけども、地域防災計画を数年ごとに見直しております。今回、令和6年で見直す計画はしております。その中に先ほどの井戸の問題であったり、それから携帯トイレの問題であったり、それからマンホールトイレの問題であったり、その点について整備をしていきたいというように思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

よろしくお願いします。

それと、8 ページの海洋センターの管理諸経費の関係なんですけども、この間、情報関係で伺っているのは、この夏、海洋センターのプールはなかなか再開はできないという状況だと思うんですけども、その代わりにというか、和東小学校のプールを代替としてお借りして開放いただいて、夏休みに B & G の事業として開放するというふうな情報もいただいているんですけども、そのあたり、多分その辺の人件費等も入っているんじゃないかと思いますが、どのような形で運営されようとしているのか、その、説明のほうをお願いしたいと思います。

○ 議長（吉田哲也君）

総務課長。

○ 総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

海洋センタープールにつきましては、現在、使用をなかなかすることができないという状況でございますので、今年度におきましては、和東小学校のプールを利用させていただいてプール開放をさせていただくという予定でございます。

こちらの経費につきましては、その際には監視員というのがどうしても必要というところがございますので、会計年度任用職員を募集させていただいて運営していくというところがございます。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

詳しい中身については、また周知をいただきたいというふうに思います。

あと、そういったことはされるんですけども、そもそも去年大変そういう請願など

も出されて、海洋センターの今後について住民からもご意見があったわけですが、今後この海洋センターを結局どういう方向で改修なり、また運営なりをしようとされてるのかということを、そこは町長のお考えだけ聞いておきたいというふうに思います。

最後にですね、先ほど東保育園の話が出ておりましたけれども、今回スロープをつけるということは、別にそれはそれでいいと思うんですけども、ただ、東保育園自身の今後の活用の在り方というのはやはりあると思うんですよ。古い施設でもありますし、実際やっていこうと思うといろいろと手を加えなくちゃいけない面もあるとは思いますが、これ自身は全住民の財産ですから、子供たちが過ごしていたあの施設を今後どのように使っていくかということを住民的な議論の中で検討いただきたいというふうに思いますので、そのような方向性についても、福祉課長で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

B & G の運営につきましては、今年につきましては照明の更新事業、工事を計画させていただいているところでございます。プールにつきましては老朽化が大変進んでいるところでございます。京都府のほかの B & G に関しましてもプールのほうは廃止されてるということでございますので、本町におきましても、今後はプールのほうは廃止するという方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

東保育園だけではなく、福祉課が管轄している施設はほかにもございます。これにつきましては、福祉課単独で方向を考えるというよりは、町長を筆頭に、全庁的に今後の利活用のほうは考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁をさせていただきます。

今、担当課長のほうが具体的な内容は答えたと思いますので、その辺は避けさせていただきます。

公共施設でございますので、基本的には、行政財産である以上は、その行政の目的を達成するために造った施設でございます。ただ、現実、今回の能登半島地震、それから今後起こると想定される南海トラフの地震等がございます。これをいかに防災施設として活用していくかということにつきましては町としても考えていかなきゃならないと。プールとして使用はしないけども、防火用水的なものに使うとか、一時的な水をためる場所に使うとかいうことも考えられると思います。その辺も含めた中で防災計画の中に位置づけをしながら、公共施設を有効活用、利用していきたいとも考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後３時まで休憩いたします。

休憩（午後２時４８分～午後３時００分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

議案第 3 2 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）について反対討論を行います。

今回の補正予算の一つ一つの内容、そういったものについて何か瑕疵があるとか、問題があるとは考えておりませんが、先ほども議論しましたように、今の経済や暮らしの状況や局面、そういう下で編成される補正予算ということで考えますと、あまりに中身がないと言わざるを得ません。よって、今回の補正予算に反対する最大の理由は、深刻な物価高騰が止まらない中での住民生活、生業への支援が全く予算化、事業化されていないことにございます。

町長はここ数年にわたる異常な物価高騰による暮らしや生業への打撃、困難をどうお考えになって、また認識された上で今回の補正予算に臨まれたのかと思うんです。昨年度は前町長の町葬に行政のエネルギーを割く一方で、前年度に予算化しておられた燃油券の支給が 2 年越しとなり、商品券の支給も予算化が遅れたことで利用期間が極めて窮屈になるなど、暮らしへの支援が極めて不十分となりました。今年度の当初予算においてもその教訓が生かされず、その中身は全く予算化されない中、この 6 月議会での具体化が極めて重要だと考えておりました。私はそれを意識し、少しでもできることから具体化していただきたいと考え、一般質問もさせていただきましたが、結果として、全くの無策になっていることに残念といいますか、あまりの町長の危機感のなさに危機感を覚えております。

町長は一般質問への答弁で、今後の施策の中で地域活性化を進め、雇用の創出も含

めて地域経済を強化していく云々と言われておりましたが、中長期的な展望を持つての施策はもちろん大事であります。しかし、この間の物価高騰は災害並みの暮らしの困難を拡大しており、今後の展望を持ちつつ、目の前の大変な状況への支援を切れ目なく行うことが何より今求められています。

コロナパンデミック以来、大変な困難に見舞われてきましたけれども、それは今も決して終わっておらず、むしろ暮らしの困難はますます深刻化しているのが実態であり、平時のようなのんきな対応をされているときではないと思います。政府や京都府に対して財源の確保や支援策を強く求めることは当然であります。町長は先ほども、国が動けば私も動くと言われましたけれども、裏を返せば、国が動かなければ自分も動かないと、大変主体性のないといいますか、自分のお考えがないのかというふうに思わざるを得ないような答弁をされておりましたけれども、やはりこの和東町のかじ取りをされている責任者として、決してそれ待ちにならずに、こういうときこそ基金を活用してでも、できること、すべきことを真剣に検討して、直ちに予算化していただくこと、これを改めて強く求めたいというふうに思います。

町長は昨年の就任直後の9月議会で、1人の個人のために当初予定のなかった予算500万円を躊躇なく予算計上し、何を置いても町葬を実施することに尽力されました。その是非については今後議論するといたしましても、今、町長に求められているのは、まさにそのときのような迅速な対応と何を置いてもとの熱意を持つての住民の暮らしへの支援の具体化にほかならないと考えています。

以上のことを申し上げまして反対討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第３２号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。したがって議案第３２号令和６年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第３３号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３３号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第３４号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３４号 令和６年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第３５号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３５号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、発議第４号 地方自治法改正に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第４号の提案理由を申し上げます。

地方自治は、日本国憲法の第８章で特に位置づけされております。それは戦前の旧

憲法下での国に従属した機関として戦争協力的一端を担わされた痛苦の教訓が背景にあります。戦後制定された日本国憲法の下で、地方自治体と国の関係は従属から対等平等へと転換し、様々な制約はありつつも、地方自治体は、地方自治法に明記された「住民福祉の向上」を実行する機関として役割を果たしています。

今回の地方自治法改定は戦後確立され、日々、住民の暮らしとなりわいと向き合いながら私たちの先達の方々が守り発展させてきた地方自治の原則を真っ向から踏みにじり逆行させるものであり、今の時代に地方自治を担わせていただいている者の一人として断固異議を申し立てる必要ありと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第4号

地方自治法改正に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和6年6月20日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 吉田哲也 様

地方自治法改正に関する意見書

大規模災害などの非常時に国が自治体に指示する権限を拡大する地方自治法改正は、なぜ国の「強権」が必要なのか不明確で、地方分権にも逆行するものと言わざるを得ない。

今回の改正では、「国民の生命等の保護のため特に必要な場合」に該当する個別法がなくても閣議決定だけで指示できるとし、既存の法律の枠組みでは対応できない「想定外」に備えると言うが、法改正の根拠となる「立法事実」となる具体的な事例すら示せていない。これでは、国と地方は対等とする自治の基本理念を乱暴に踏みにじることとなる。

極めて問題なのは、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の「おそれ」の段階で、自治体には意見を聞くだけで指示を可能としている点であり、国の判断で幾らでも拡大解釈できる危険性が高い。自治体との事前協議もなく、事後報告のみでは到底歯止めにはなり得ない。

政府が指示権を盛り込んだ理由として、この間の新型コロナウイルスパンデミックでの対応への反省を挙げているが、極めてご都合主義である。コロナ禍で浮き彫りになったのは、現場を顧みない国の一方的な指図が、いかに自治体対応に混乱や目詰まりを招き、命と健康を脅かしたかであり、必要なのは国の一方的な指示ではなく、前例のない事態でこそ国と地方が協力し最善策を探る取組の強化である。

地方の不安を軽視し統制を強めるやり方は、沖縄の米軍基地の辺野古移設や「マイナ保険証」の事実上の強制と強引な保険証廃止などに通じるもので、国と地方が戦前のごとく「主従」の関係への後戻りと言わざるを得ない。

以上のように、重大な問題と危険性をはらむ国の指示権を盛り込んだ地方自治法改正は到底容認できず、撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

衆議院議長 額賀福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 松本 剛明 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

私は、発議第 4 号 地方自治法改正に関する意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の地方自治法改定の最大の問題は、国による地方自治体への指示権限を曖昧な基準で拡大することにあります。意見書にもあるように、なぜ国の強権が必要なのか不明確で、そもそも法改定する立法事実すら政府は示せていません。改定法では「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば個別法に規定がなくても国が自治体に指示できるとしますが、その事態の具体性を問われても、政府は「個別では想定されていない事態」と繰り返すだけで、政府の思惑や判断で幾らでも指示権を行使でき、戦後の憲法下で発展させてきた地方自治の原則、国と地方は対等との原則を覆すものと言わざるを得ません。

乱用防止として、指示権の行使は最小限とか非常時の特例などと言っても、そもそもの定義があいまいである以上、結局は国の恣意的な判断を抑止できるものではなく、国会への報告も事後では何ら歯止めにはなりません。政府が指示権拡大の理由に挙げている大規模災害やコロナ禍などの感染症パンデミックへの対応も、意見書でも述べておりますが、ご都合主義でしかありません。

ある新聞の「社説」はこう指摘しております。「政府が指示権拡大に動いたのは、新型コロナウイルス禍で患者の搬送先の確保などを巡り、国と自治体の間に行き違いが相次いだ反省からとしている。だが、コロナ禍での一斉休校要請や「アベノマスク」の配布が浮き彫りにしたのは、現場を顧みない国の一方的な指図が自治体対応の混乱

と無駄、目詰まりを招いたという教訓である。前例のない事態でこそ国と地方が協力し、最善の策を探るべきではないのか」「地方の不安を軽視し、統制を強める手法は、沖縄の米軍基地の辺野古移設や「マイナ保険証」の導入を強行する岸田政権の姿勢に通底する」と、全くそのとおりではないでしょうか。

コロナ対応で付け加えるならば、コロナ対応での混乱の大元には、自治体でのマンパワー不足や保健所や医療機関の統廃合や人員、予算の削減などを行革の名の下に切り捨ててきた政府の政策があり、検査も入院もさせず自宅療養と称して患者を放置し、多くの犠牲を出したことこそ教訓にしなければなりません。

大規模災害への対応も、阪神淡路や東日本はもとより、今回の能登半島地震においても国の動きは一貫して鈍く、発災から半年も経過しようとする今においても、いまだに断水が解消されないなど、非常事態に対して何ら役割を果たさないどころか足を引っ張っているのが実態ではないでしょうか。その国が、大規模災害や感染症を口実にして地方への指示権を拡大し統制を強化するなど笑止千万であり、怒り心頭だと言わざるを得ません。

政府が立法事実も無視して、地方への指示権強化を前のめりに進める根本的な理由、背景には、この間、アメリカや経済界の要請に忠実に従い着々と進めている大軍拡路線がございます。5年間で43兆円もの軍事費増額、武器の海外輸出の推進、国内での兵器生産体制の強化や同じ相模地域の祝園弾薬庫などで進められようとしている大規模弾薬庫増設とミサイル配備態勢の強化や土地規制の強化、経済安保の名の下に進める秘密保護の強化など、憲法の平和原則、専守防衛にも反する、いわゆる敵基地攻撃能力の整備を中心とした軍事国家への道に地方自治体を強権でもって従わせる狙いがあけすけとなっています。

岸田政権や自民党などが執拗に実現を狙う改憲の柱に緊急事態条項の制定がございますが、今回の地方自治法改定は、解釈改憲による緊急事態条項の強行とも言える暴挙と言えます。

先ほど紹介した「社説」は最後にこう述べています。「国と地方が主従に後戻りしかねないという危機感を持ち、自治体はもっと声をあげるべきだ」と。この呼びかけに応じて、ぜひ声を上げようではありませんか。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第４号 地方自治法改正に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 地方自治法改正に関する意見書は否決されました。

日程第１２、発議第５号 「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

発議第５号 「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書」についての提案理由を申し上げます。

昨日の国会で、自民党・公明党などの賛成により自民党提案の法案が強行可決され成立しました。自民党のある議員は「大きな前進だ」と自画自賛していましたが、これほど国民感情とかけ離れた態度はなく、あまりの無反省と厚顔無恥には怒りしかございません。今回の法改正議論のそもそもの原因となった裏金問題の真相解明も全くされないだけでなく、国民多数が望んでいる企業団体献金の禁止も全くスルーし温

存・正当化するなど、これほど国民をばかにしたやり方はございません。違法・犯罪である裏金づくりを不問にし、無反省な人たちが都合よくつくった法律を虚構の多数の力で強行したことに強く抗議すべきと考えております。

異常な物価高騰に苦しむ地方の暮らし、なりわいに対し全く無策で放置する一方、自らの私腹は肥やし続ける政府や自民党、それを支える公明党や維新などの「同じ穴のむじな」の党の姿に多くの国民・住民が怒っておられます。この声を代弁し、声を上げるべきとの立場から本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 5 号

「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 6 年 6 月 20 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書

この間、明らかになった自民党の全派閥が組織ぐるみで長年にわたり行ってきた「裏金」づくりへの国民の怒りは頂点に達し、真相解明を一貫して求めています。ところが、政府と自民党は反省するどころか、真相解明にも、「裏金」の原資となった企業団体献金の禁止にも一貫して背を向け続けています。

金の力で政治を歪める温床である企業団体献金を温存し、使途不明の政策活動費も廃止せず、「裏金」の元手となった企業団体による政治資金パーティー券購入も温存するなど、反省も対策も微塵もない極めて無責任な態度であり、到底許されません。パーティー券購入者の公開基準を 5 万円超に下げても、「裏金」防止に何の意味も効果もありません。政策活動費の領収書を 10 年後に公開することも全く無意味であり

論外です。これらは、政治資金の在り方や内容は常に国民の監視の下に置くとの法の趣旨にも反し、国民の疑問や怒りに全く背を向けるものであり、言語道断です。

国民が求めているのは、「裏金」問題の真相解明であり、政治資金を全面的にガラス張りにすることです。同時に、企業団体献金の全面禁止の実現に今こそ踏み出すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提案するものです。

令和6年6月20日

衆議院議長 額賀福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、岡本議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（岡本正意君）

発議第5号に賛成の立場から討論を行います。

政治資金規正法改定は昨日強行されましたが、昨年に発覚した政治資金パーティーを利用した裏金問題の真相解明も、多くの国民が望んでいる企業団体献金の禁止など政治資金をめぐる問題解決も何ら終わっていません。むしろ、疑惑や問題を棚上げし、金権体質を温存する法を自民党、公明党、維新などが強行したことで国民の怒りや疑

念は深まり、矛盾を深めることは避けられないと考えます。

今回の改定は、「ザル」とやゆされ、細部に抜け道と指摘されるなど、全く意味のない内容となっております。問題になった政治資金パーティー券購入者の公開基準を20万円から5万円に引き下げたことを公明党はそれを飲ませたとして自画自賛し、自民党案に簡単に賛成されましたが、仮に5万円に引き下げたとしてもパーティーを複数開催したり複数人で分担購入すれば、非公開など何ら実効性はありません。しかも実施は2年後であり、なぜ直ちにできないのか意味不明であります。

また、パーティー券収入を原資に裏金にした政治資金を自分名義の別団体に寄附することで税控除を受け、税を軽くしていた実態も明らかになっておりますが、これも合法だと言って不問にするなど、裏金づくりを反省するどころか、あくまで私腹を肥やす手段にまでしていることは到底許せません。

そもそも、今回の法改正が必要となった責任は、違法で犯罪行為である裏金づくりをしてきた自民党にあり、その前提が裏金問題の真相解明にありました。しかし、自民党は岸田首相先頭に火の玉となって真相隠しに躍起となり、証人喚問には一切応じず、政治倫理審査会も当初は出席があったものの、途中から誰も出席要請に応じず拒否、真相解明に背を向けたまま誰一人議員も辞めないまま法改悪を強行しましたが、裏金問題を不問にすることは許されず、引き続き真相解明が求められます。

使途がブラックボックスになっている政策活動費については、ある意味、さらに悪質な対応がされています。もともと脱法的で不透明な扱いの下で運用されてきた政策活動費は、本来なら廃止、禁止されるべきであり、最低でも使途については完全に透明化することが求められました。例えば、自民党の幹事長を務めた二階議員が幹事長在任中の5年間に受け取った政策活動費は1年で10億円もの支出がありましたが、使途は不明です。このような扱いをしてよいとの法的な根拠を問われても自民党の法案提出者は答弁できず、プライバシーや外国勢力との関係などを挙げ、政治活動の自由を盾に非公開を合理化する姿勢に終始しました。

非公開の法的根拠がないことを岸田総理も認めざるを得ませんでした。事もあるに、法定化することで政策活動費も不透明性も合理化する愚挙に出ました。維新の会が、衆院での段階で政策活動費の領収書を10年後に公開するとの規定を入れさせたとして、それを理由に衆院では賛成しましたが、これも全く無意味です。そもそも領収書の保存期間が3年であり、10年後には領収書が廃棄されています。それに加えて、公開の内容自身も今後の協議とし、いわゆる黒塗りもあり得るなど、事実上、ブラックボックスの合法化です。

規正法の目的は、政治活動が常に国民の不断の監視と批判の下で行われるようにするために、政治資金の流れを明確にすることにあります。それは現在だけでなく過去に遡って確認できることが求められ、現在は収支報告書の要旨を保存された官報などで確認できますが、今回の改定では、公開されてきた収支報告書の要旨の作成、公開を廃止し、ネットでの公開も3年で削除としています。これは、裏金問題が過去の収支報告書を遡り調査することで明らかにされたことを受けて、それを反省するのではなく、より分かりにくくし、隠ぺいするためです。

以上のような今回の法改定の内容は、裏金問題を通じて明らかになった自民党の底知れない金権体質を一掃し、大元にある企業団体献金を全面禁止することを求める国民の願いに真っ向から背くものです。

この間、ある住民の方が怒りを込めてこのような話をされております。「私たちは大変な物価高の中でも精いっぱい節約して何とか生活しているが、かなり限界も来ている。それでも、1円単位で領収書もつけて真面目に納税している。それなのに、自民党のあの裏金づくりは一体何なのか。何億円ものお金を領収書もなく好き勝手に使い放題にし、違法行為が発覚しても何も説明もせず開き直り、議員すら辞めない。こんなことが曖昧なまま許されていていいわけがない」。議員各位の皆さん、そのとおりではないでしょうか。

私は昨年12月、今年3月とこの問題での意見書を提案し、採択をお願いしてまい

りましたが、残念ながら2回とも否決されてまいりました。国民の多くはこの問題について、真相解明と企業団体献金の禁止や政治資金の透明化を求めています。今回の改正についてもほとんどの方が同意しておりません。ここで皆さんがまたもや否決となりますと、和束町議会として裏金問題はオーケーだということを三度も表明することになります。その辺、もう少ししっかりと考えていただいて判断をいただきたいというふうに思いますし、今回はぜひ賛同いただいて、こういった住民の方が抱えている怒りを代弁し、裏金問題の真相解明、政治資金問題の真の解決を求める声を議会としてはっきりと示していこうではありませんか。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第5号 「裏金」問題の真相解明、政治資金問題に関する意見書は否決されました。

日程第13、発議第6号 子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第6号についての提案理由を申し上げます。

子供を望む方が安心して出産でき、子育てできる社会、環境を広げることは誰もが

望んでいることであり、子供の数が年々減少している本町にとっても、安心して子供を産み育てられる社会にすること、その結果として、地域の子供が増えていくことは望ましいことです。しかし、そのための財源を公的医療保険に求めることは全く道理がありません。

意見書にもあるように、少子化対策を緊急不可欠な課題として位置づけるのであれば、それにふさわしい抜本的な財源措置を行うべきものであり、安易に国民負担を負わせることはすべきではありませんし、むしろ少子化に拍車をかけることになりかねません。

以上のことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 6 号

子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 6 年 6 月 20 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書

岸田内閣は「異次元の少子化対策」を掲げていますが、その本格的な施策は児童手当の拡充だけで極めて限定的です。これでは、子どもや子育てに関する不安はますます大きくなり、希望が持てません。さらに問題なのは、そのために必要としている財源 3.6 兆円を国民負担で賄おうとしていることです。

その一つが、公的医療保険に上乗せして、新たに国民から徴収する「支援金」です。支援金を拡充しようとするれば保険料を上げざるを得ない、その範囲内でしか拡充されないとなりかねません。また、負担額は加入する保険で異なるため、収入の少ない人

が多い人より負担が増えることが起こります。後期高齢者医療や今でも負担が重い国民健康保険は、現在の保険料、保険税に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強まります。

政府は、歳出改革等を行うことで実質負担額はゼロなどと言いますが、全く根拠を示せておらず、負担が増えることは確実であり明確です。そもそも公的な医療保険制度である以上、被保険者が支援金を負担するのは、負担に見合った見返り、給付があるからです。しかし、実際はほとんどの場合、負担だけで見返り、給付はなく、負担だけが重くのしかかることになり、保険制度の在り方そのものが問われることになります。

少子化という国の存続にかかわる課題であるなら、抜本的支援のために税制を変え、大企業や富裕層に応分の負担を求めるなどでこそ財源を確保すべきであり、公的医療保険料に上乗せして徴収するようなやり方は直ちにやめるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月20日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

子ども政策、
少子化対策担当大臣 加藤 鮎子 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6 番、岡本議員、賛成ですか、反対ですか。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 6 号について賛成討論を行います。

提案理由でも指摘しましたが、少子化対策の財源を安易な国民負担増で賄うやり方では安定した財源を確保できないばかりか、負担増による生活破壊が進行し、ますます子どもを産み育てにくい社会に向かう危険性を高めます。

政府が検討している公的医療保険制度の中に支援金を設けて上乗せすることは明らかな負担増です。しかも一度導入すれば、財源確保を名目にした値上げが繰り返されることは、現在の後期高齢者医療支援金や介護納付金制度を見ても明らかなです。意見書でもあるように、今でさえ十分高額な国保や後期医療の負担を少子化対策を口実に増やすことは許されませんし、そもそも保険制度の在り方にも反することです。

意見書でも指摘しているように、保険制度は、保険料負担に見合う給付と一体のものであります。支援金を負担しても多くの被保険者は何ら給付がありません。ただ負担するだけであり、これではもはや保険とは言えません。政府が公的医療保険に目をつけたのは、医療保険は基本的に誰もが加入する制度であり、徴収がしやすいからです。この発想はマイナ保険証の強制と同じものであり、保険制度を人質に取ったやり方であり、悪質であります。政府がこのようなやり方を取るのは、まともな形で財源を確保する気がないからです。または、少子化対策に回す財源をけちっているからであり、財源がないからではありません。

岸田政権は 5 年間で 43 兆円もの軍事費を賄うことを聖域にし、その財源を確保するために国民生活や福祉に関わるあらゆる予算を削る計画を進めております。それゆえに、このような姑息なやり方で財源をむしり取ろうとしているのです。このような方向に安心して子どもを産み育てられる社会の実現は困難であり、ますます事態を深刻にするだけです。

子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収は撤回し、空前の利益を上げてあげている大企業や富裕層への適正な税負担を行う消費税減税や物価高を上回る抜本的な賃上げ、安心できる社会保障制度への改革、少子化の最大の要因となっている大学学費なども含めた教育費の無償化など抜本的な対策への転換を強く求め、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 子ども・子育て支援金の公的医療保険料上乗せ徴収の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第15、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

皆さんご苦勞様でございました。今期定例会に提案させていただきました議案につきまして全て可決いただきましてありがとうございます。

今期定例会から和束町職員管理職全てが議会に挑んでおります。いろんなご指導、ご意見をいただきながら今後も進めてまいりたいと思います。特に行政は、継続の上に積み重ねていくということになっていると思います。できる話をできるようにしっかりと進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたしまして閉会の挨拶をさせていただきます。

梅雨入りがまだとなっております。これから暑い夏、蒸し暑い梅雨が始まります。お体には十分ご注意ください。

ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これもちまして、令和 6 年和束町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 4 1 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 宗 健 司

会議録署名議員 山 本 達 也